

総務企画委員会記録
<第4号>

平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成26年7月9日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成26年7月9日 水曜日
開 会 午後1時11分
散 会 午後4時47分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第9号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 5 乙第10号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 6 乙第11号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 7 乙第12号議案 専決処分の承認について
- 8 乙第13号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 9 陳情平成24年第84号、同第85号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第18号、同第22号、同第23号、同第25号、同第35号、同第43号、同第46号、同第50号、同第63号、同第64号、同第77号、同第96号、同第97号、同第104号、同第105号、同第108号、同第109号、同第112号、同第114号、同第117号、同第118号、同第126号、同第140号、同第146号、同第147号、陳情第1号、第11号、第14号、第19号、第23号、第25号、第28号、第32号、第39号、第41号、第42号及び第58号
- 10 閉会中継続審査（調査）について
- 11 本委員会所管事務調査事件広報危機管理及び消防防災についてに係る台風

8号の被害状況について（追加議題）

出席委員

委員	長	山	内	末	子	さん
副委員	長	仲	田	弘	毅	君
委員		翁	長	政	俊	君
委員		具	志	孝	助	君
委員		照	屋	大	河	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		前	島	明	男	君
委員		渡	久	地	修	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		大	城	一	馬	君

委員外議員 なし

欠席委員

玉	城	義	和	君
吉	田	勝	廣	君

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又	吉	進	君
基地	防災	統括	監	親	川	達男君
総務	部	長	小橋	川	健	二君
総務	統括	監	砂	川		靖君
税務	課	長	佐次	田		薫君
企画	部	長	謝	花	喜一郎	君
交通	政策	課	長	嘉	数	登君
科学	技術	振興	課	長	富	永千尋君

地 域 ・ 離 島 課 長	田 中 克 尚 君
環 境 部 環 境 政 策 課	仲宗根 一 哉 君
基 地 環 境 特 別 対 策 室 長	外 間 裕 朋 君
子 ども 生 活 福 祉 部 県 民 生 活 課 副 参 事	並 里 博 君
警 察 本 部 生 活 安 全 部 参 事 官	當 山 達 也 君
兼 生 活 安 全 企 画 課 長	
警 察 本 部 交 通 部 長	

○山内末子委員長 開会する前に、知事公室長より台風8号の災害状況について報告をお願いします。

(開会する前に、知事公室長から午前7時現在の台風8号の被害状況について報告があった。その内容としては、本日9時に災害対策本部の会議を開催したが、報告の時点では進行中のものもあることから、同日17時より再度災害対策会議を開いて各部局の集約を行うこととしている。現時点での途中経過としては、人的被害、車両被害、土砂崩れ、道路損壊、県政にかかわる各部長からの被害報告及び特別警戒警報について説明があった。)

なお、被害状況に対する質疑は、知事公室関連の陳情審査時に議題を追加して質疑を行うこととし報告を終えた。)

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第9号議案から乙第13号議案までの8件、陳情平成24年第84号外44件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

お配りしております資料平成26年第3回沖縄県議会(6月定例会)乙号議案

説明資料の1ページ目をごらんください。

議案は別冊の平成26年第3回沖縄県議会（定例会）議案1ページ目にあります。

乙第1号議案沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例について御説明いたします。

この議案は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるとともに、配偶者同行休業をする職員の給与、定数等に関する規定を整備するため、条例を制定するものであります。

具体的には、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができることとしております。

配偶者同行休業の期間は3年以内の期間とし、この期間の範囲において、休業期間を1回に限り延長することができることとしております。

この条例については、公布の日から施行することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の2ページ目をごらんください。

議案は別冊議案書の7ページ目にあります。

乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明します。

この議案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、地域間の税源の偏在性を是正するため、法人県民税法人税割の税率を引き下げるとともに、法人事業税の税率を引き上げることとしております。

2つ目に、自動車税におけるグリーン化特例が見直されたことに伴い、地方税法に税率の定めのないキャンピング車の税率について、乗用車と同様に、新車新規登録から一定年数を経過した場合の重課割合を、10%から15%に引き上げることとしております。

3つ目に、納税の利便向上を図るため、コンビニエンスストアで収納ができる税目について、個人事業税及び不動産取得税を新たに追加することとしております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この法人事業税、皆さんからもらったスキームがあるのですが、それが変わることで、その法人県民税が5.8%から4%に下がるとか、事業税が膨らむのだとかあるのです。沖縄県にとって、それはプラス、マイナスどうなのかということの説明してもらえればありがたいと思っていますので、現行法人県民税がどれだけあって、今度国税にかわる分がどれだけマイナスになるのかを、数字的に説明してもらえますか。

○佐次田薫税務課長 地方法人課税の改正によって、今回の影響については、実際には平成28年度から影響してくることになります。

今御質疑のあった法人県民税法人税割の税率が、1.8%引き下げになったことに伴って、11億5923万円の減となります。

法人税の引き下げ相当分一国税としての地方法人税を地方交付税の原資にするという改正になりますので、その分で46億8574万円の増。

あと、法人事業税の税率引き上げに伴って、42億1131万円の増となっております。

それと、法人事業税の税率引き上げに伴い、地方法人特別譲与税の規模が縮小されることとなります。それで、69億4735万円の減となっており、これは、全体で、税収と地方交付税を含めた沖縄県の財政収入としては7億9047万円の増が見込まれるということになっております。

○**當間盛夫委員** これは、特別会計を含めて、平成28年度から、その分での影響が出てくるという認識でいいのですか。

○**佐次田薫税務課長** これは、適用が平成26年10月1日ということで、法人税が、実際平成27年度から影響してきますが、平成28年度から全体的にこの税率が適用されるということになっております。

○**當間盛夫委員** 地方法人税として集めて、また地方交付税特別会計として集められたものがプールされて、沖縄に46億円戻ってくると。しかし、実際69億円は減があるということを含めて、プラス約8億円というような認識でやればいいのでしょうかけれども、我々一沖縄が、自主財源、税収をどうふやしていくかということは、大変大事なものがあって、これを改正する中でも、企業がもっとしっかり利益を上げて、法人県民税を出すということは大事なものがあるのですけれども、実際私たちもアバウトな部分で、沖縄の中小零細企業、大企業がない沖縄で、その法人県民税一どれぐらいの会社、事業所が支払いをしているのかということが、余り見えてこない。実質二、三割という認識があるのですけれども、これは皆さんどう把握されていますか。

法人数がどれだけあって、納税する法人数がどれだけあるかを把握されていますか。

○**佐次田薫税務課長** 法人事業税につきましては、申告法人数が2万6463法人ございます。そのうち、納税をしている法人数については、1万1634法人ということで、割合にしますと約44%ということになっております。

○**當間盛夫委員** いろいろリーマンショックだとか、その前の金融のことがあって、銀行等々、沖縄でいう大手の企業というのか、金融機関を含めて、その分の支払いがないのではないかという一税金は払っていないけれども、金融機関は恩恵ばかり受けていないかというようなお話も聞いたりするのです。県内の大手の金融機関の法人県民税の現状はどうなっていますか。

○佐次田薫税務課長 今委員のおっしゃった法人については、税収は上がっているということを聞いております。

○當間盛夫委員 今お話を聞くと、約44%、4割の企業がこういう法人県民税での支払いという形があるのですが、やはり沖縄の企業は、もっと元気が一皆さんいろいろな意味で企業に対してやっているわけですから、沖縄の企業、事業者が利益を上げて、税に貢献するという仕組みをつくるというのは、やはりこれは行政側なのですよね。

しっかりとそのことができて、沖縄の企業自体が6割、7割、法人県民税を支払って、沖縄の税収に貢献するというような、もっと沖縄の企業を元気にする仕組みをやはり、県が中心になってつくっていかないといけない。皆さん、自主財源というものが全国よりも沖縄は低いわけですから、税収を上げる努力をもっとすべきだと思うのですが、その点部長の見解を聞かせてもらえますか。

○小橋川健二総務部長 今おっしゃる一税を4割ぐらいが払っているというお話ですけれども、全国でも例えば、25%ぐらいしか払っていないのではないかという意見もあったりするぐらい、そういう意味では、税も社会の一員としての負担ですので、それはやはりすべからく皆さんに払っていただくということが大事だと思います。一方で、所得に応じて払う一応能と応益ということもありますので、そこは制度設計上の問題だろうというふうには思います。

ただ、おっしゃるように、いわゆる担税力の強化というのが、我が県は非常に大事でして、平成24年度に一括交付金ができる以降、特に産業振興部分については、旧来の補助金ではなかなか手当てができなかったようなところに、実は重点的に目配りができているというふうに思っております。

特に、観光もそうです。それから、情報産業もそうです。入域客も過去最高となりましたし、それからIT企業の立地についても300社を超えております。それに連動して、有効求人倍率でありますとか、完全失業率とか、それぞれ改善をしていると。そういう意味では、企業収益もそうです。それから、個人所得も伸びつつあるということでもあります。そういう意味では、これが税収にはね返っていけば、さらに沖縄の自立というものにつながるのだらうと思います。引き続き、私たちは一括交付金を活用して、そういった面に大いに力を入れていきたいと思っております。

加えて制度的な問題もありまして、不均一課税、あるいは課税免除という制度が今ございます。それは、沖縄振興特別措置法にも基づくものですが、そこは全国一律のものよりも、非常に差別化が図られて、沖縄が有利な制度になっ

ていると思います。

そういったことも活用して、企業立地も図りながら、こういったことまで相乗的に加速的に進んでいくことだろうと思います。引き続き、そういう方向で私たちも頑張っているつもりでございます。

○當間盛夫委員 バランスをとらないといけないと思うのです。今部長が言う、今度の一金融特区だったものが金融活性化特別地域、経済のそのものになって、いろいろな軽減があるわけですね。それで、企業誘致というところもあるのですが、やはり県内の企業が元気にならないといけないというところも含めて、そのバランスを皆さんしっかりととってもらって、自分たちの自主財源をどうするのかということをしかりと取り組んでもらいたいなと思います。

これは要望で終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今の引き続きなのですけれども、他府県と比べてどうなのですか。他府県と比べて、税を納める企業の率はどうなっていますか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐次田税務課長より他府県と納付率を比較した資料がない旨説明があり、資料の有無等を確認し、後日提供するとの申し出があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

佐次田薫税務課長。

○佐次田薫税務課長 今、翁長委員のおっしゃったデータはないのですが、今後、国とかほかの機関に問い合わせをして、探してみたいと思います。

○翁長政俊委員 どうしてかという、沖縄は特別措置法も含めて、いろいろな制度があって、優遇措置を受けているというのが一つあって、当然そうなる企業は法人税の利益というのか、それは上がってしかるべきだろうと。しかしながら、それと比例して、なかなか所得が上がらない、個人所得も上がらな

いという現状がどういう形で分析されているのかをきちんと把握して、分析してみたいと思っているのですよ。

総務部長、ここはどうですか。こういった分析というのはなされていないのですか。

○佐次田薫税務課長 翁長委員のおっしゃった分析というのは、当方としてはまだやっておりません。ただ、去年の決算とことしの決算で、法人事業税が20億円ほどふえていますので、この辺から見ると、やはりいろいろ制度を活用して、県全体としては税収は上がっているのではないかと考えています。

○翁長政俊委員 景気に左右されたものなのか、優遇措置によってされたものなのかを含めて、これはなかなか精査するのは難しい話だろうけれども、一般論から言えば、景気がよくなったから、いわゆる税収も上がっていくというのが通常だろうと思うのです。ただ、沖縄に置かれている企業が、どれほど優遇措置を活用して、企業経営に生かしているというのも—これは長い間この制度をやってきましたから、そこに着眼する必要がありますので、今後の課題として、こういう指標をつくれるのであれば、ぜひつくっていただきたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の議案、3点ありますけれども、まず1番目—先ほどの関係で、これは、いわゆる法人の支払う額に関しては変わらないわけですよ。多くなったり少なくなったりということはないわけですよ。今までと変わらないということで理解していいですか。

○佐次田薫税務課長 法人事業税—法人税割についても、同じ税率の中で、県税分と国税分に分かれるということで、法人自体の負担は変わらないです。

○渡久地修委員 法人自体は変わらないけれども、いわゆる極端に言えば、国と県の割合が変わってきたということで理解していいですよ。

○佐次田薫税務課長 はい、そのとおりであります。

○渡久地修委員 先ほどの質疑で、計算上沖縄県のほうに7億9000万円多く入る計算だと。これが、交付税の特別会計に行くということ、いわゆる7億9000万円—先ほどのことからいくと、計算上はこれだけ多く沖縄に入ってくるはずだということですよ。

しかし、交付税というのは、総額があるから、今7億9000万円がふえると断定できますか。

○佐次田薫税務課長 今回の交付税のシェアは、やはり大変難しいと思います。

それで、今は現在の都道府県別のシェアで仮定して金額を出しております。

○渡久地修委員 7億9000万円というのは、確実にふえると断言できるのですか。

○小橋川健二総務部長 平成28年度のことですから、断言というのは、まだできませんけれども、ただこの制度の今回の改正の趣旨が、税源の偏在性を是正するという目的なのです。それは何かというと、東京都ですとか、大阪府ですとか、神奈川県ですとか、大きい県—法人がいっぱいある県は、税がいっぱい入るわけです。ですけれど、一方、地方に行くと、やはりそれが小さい。交付税を足してもなお小さいということで、税の一部を国税化して、それを再配分しようということですので、基本的には地方の税をふやそうという仕組みというふうに理解しております。そういう意味では、7億9000万円が妥当であるかどうかというのは、今、断定的には申し上げられませんが、基本的には我がほう—地方にとっては有利な制度になるだろうというふうに思っております。

○渡久地修委員 今回の説明にもあるように、大都市—特に交付税の不交付団体からは多く取って、それを地方に回しましょうと、税率がそうなりますということですよ。しかし、それイコール地方交付税が—地方交付税というのは、割合がふえていっても総額が減ったのではどうしようもないから、現時点での計算上はそういうことになると。それから、地方交付税がふえていけばふえていくけれども、総額が減っていけば単純には言えませんということですよ。

○小橋川健二総務部長 はい。先ほども言いましたように、断定はできませんが、ただ、地方交付税の中でのいろいろな配分の仕方がこれから制度設計されていきますので、それは今回の税制改正の趣旨に沿ったような配分の仕方があるべきだと、私たちは思っていますので、いろいろな場面で、交付税上の意見

を述べる制度もございますので、そういう中で、我がほうが有利になるような制度というのは主張していきたいと思っております。

○渡久地修委員 いずれにしても、一番の改正は、沖縄のような、特に税収の少ないところ、そういったところには、いい改正だということですか。

○小橋川健二総務部長 そのとおりだと思っております。

○渡久地修委員 次、2番ですが、これはキャンピング車の新規登録の変更なのですけれども、この目的をもう一度簡単に教えてください。

○佐次田薫税務課長 キャンピング車の新規登録から一定年数経過したものについては、重課ということで、税額がプラスになります。これが、現在10%であるものが15%までにするというような加算になっております。

○渡久地修委員 現在、このキャンピングカーというものはどれぐらいありますか。そのうち、いわゆる13年を経過したというものは何台ありますか。

○佐次田薫税務課長 平成26年度のキャンピング車の課税台数が684台ございます。そのうち新車の新規登録から一定年数経過したキャンピング車については645台となっております。

○渡久地修委員 いわゆる13年経過したということは、端的に、排ガスとの関係で、CO₂を多く排出するから、エコ車に切りかえたほうがいいですよというのを目的にして、これはやっているのですか。

○佐次田薫税務課長 はい、そのとおりでございます。

○渡久地修委員 5%上がるでしょう。5%となると、1台当たり大体幾らぐらいになりますか。

○佐次田薫税務課長 今、キャンピング車が645台ありまして、その中で最も排気量が多いところが2.5リットルから3リットルのところでございます。

これで試算しますと、約10%と15%の差額については、2100円の増になるということでございます。

○渡久地修委員 要するに、平均で1台当たり1100円ということは、2100円プラスされるけれども一総額では幾らから幾らになりますか。

○佐次田薫税務課長 標準年税額というのが、4万800円となっております。10%加算した場合には、4万4800円になります。これが今回15%ということでございますので、これが4万6900円ということで、その差額の2100円の増ということなんです。

○渡久地修委員 次に、3番、コンビニ収納ができるということなのですが、實際上、コンビニ収納の要望はありますか。

○小橋川健二総務部長 平成18年度から、自動車税についてはこれをやっております。それは、課税件数が43万件と非常に多いということもあって、利便性を図ればかなり収納率が上がるのではないかというふうに、スタートしました。

それで実際上がっております。その際に、ほかの税目も検討しておりますけれども、課税件数が少ないとか、あるいは1件当たりが30万円を超したりとか、コンビニ協会の1件当たりの取り扱い金額が30万円を超えてはいけないというような決まりがあるようなのです。

ですから、30万円を超えるような税目については難しいのではないかというように、とりあえず自動車税から始めましょうということで始めました。

先ほども申しましたように、自動車税もかなり収納率もアップしてきたと、それから再調査をしますと、事業税も30万円以下がかなりの部分を占めているということがわかったものですから、やはり納税環境をよくすれば、これについても収納率が上がるのではないかということで、ことしから始めることとしたということでもあります。

○渡久地修委員 私も自動車税とかコンビニで納めるのですが、今あったように、30万円とか、この額になってくるとコンビニで納められるのかなという不安があった。額が多くて、本当にコンビニ収納の実態的な要望があるのかなと、やったとしても、實際上実績が上がるかなというものがあったものだから、別に反対することはないと思うのですが、実績は上がりそうですか。

○小橋川健二総務部長 あらゆる手段で適正な課税をし、適正に課税をしたものはきちんと徴収をするということが大事だと思っておりますので、いろいろ

な方法を使って、徴収対策を今行っております。

その中でも、これまでコンビニ納付を、それからことしからクレジット納付とか、いろいろな試みをやってまいりました。この中で、今回御懸念もありますけれども、やはり30万円一皆が30万円というわけではないと思いますけれども、いろいろなメニューを提示することによって、納税者の皆さんが納めやすい環境をつくると。それがまず大事だろうと思いますので、一応スタートをして、よければまたほかの税目にもどんどん広げていきたいと思っておりますし、そういうふうを考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の3ページ目をごらんください。

議案は別冊議案書の10ページ目でございます。

乙第3号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、沖縄振興特別措置法等の一部改正に伴い、経済金融活性化特別地区などにおける県税の課税免除等の措置を講ずるため、条例を改正するものであります。

改正内容を申し上げますと、まず1つ目は、沖縄振興特別措置法の一部が改正され、課税の特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置が創設されたこと、情報通信産業振興計画等を知事が定めることとされたこと等に伴う規定の整備であります。

2つ目は、情報通信産業振興地域、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域における課税免除に係る要件の緩和などであります。

3つ目は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに

に伴い、同意集積区域における課税免除の特例措置の適用期間を延長することです。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の改正—これまでの金融業の特区ですか。それが経済金融活性化特別地区ということになるのですが、これは地区的には名護ということには変わらないのですよね。これまでの金融特区がどれだけの実績があつて、では今回は経済金融活性化特区に変わるという部分で、どのような目標があるのか。皆さん、今の金融特区で1、2しかないものがこの経済金融活性化特別地区になることでホテルとかいろいろな部分ができってくるわけですよね。これまでの金融だけではなくて。知事が指定もできるというところになるわけですから、皆さんがそれを目標にしている数値的なものがあれば教えてもらえますか。

○小橋川健二総務部長 まずは、私どもは税のほうですので税のほうから申し上げます。実績といいますか、金融業の特別地区というこれまでの地区ですが、ここで課税免除をした金額がこの4年間で4273万8000円でございます。件数にして6件でございます。これまでもこの地区についてはなかなか使い勝手が悪いというようなこともあつて、さきの沖縄振興特別措置法の改正で今回新たに発展的に解消をして、金融特区というような形で生まれ変わったといいますか、そうになりました。それに加えて業種も5業種が追加をされたということでございます。そういう意味では、これまで金融だけということではありましたが、観光ですとか、製造業ですとか、いろいろな業種が今回入ってまいりますので、かなりの実は上がるというふうには思っておりますが、ただ具体的にどこら辺が目標というのは申し上げるような数字は持ち合わせてございません。

○當間盛夫委員 皆さん、コールセンターを含めて情報の部分をやるときにはいろいろな恩恵を与えたわけですよね。若年者の分だとか、通信を無料でやる

のだとかということを与える中で、情報産業の皆さんがよく言われるそれだけの集積が図られてきたというところがあって、この金融特区の部分にも先ほど部長が言うように6件でしかなかったと。件数的なものからすると思うような数字ではなかったということが今度の経済を含めた5業種まで拡大するというようになってきたわけですから、これを県知事が指定できるということのかわりにもなったからその部分になるわけですから、皆さんある程度目安といいますか、求める目安がないと、先ほどもあったのですが、自主財源どうするのかということがこの振興策での一番の—これだけ企業誘致をしてやろうとしたら税収をどう上げるのかということになると、その目標的なものを経済特区で持たないと、皆さん、ただ行き当たりばったりでやるということにはならないと思います。3年後どれだけの企業集積を図るのだとか、5年後どうするのだとか、最終的にはこういう形での企業のそのものを持つのだということがないと、ただこれをやっているのということにはならないと思うのですが、この辺は数字は持ち合わせていないのですか。

○小橋川健二総務部長 業種を含めてこの前知事が作成したものが、総理大臣の認定を受けたのがおとといでしたか。その中の経済金融活性化計画ですけれども、この中ではこの措置の実証を通じて見込まれる効果というふうに、例えば完全失業率が年平均4%であるとか、就業者数が69万人にするとか、あるいは製造品出荷額を5600億円にするなど、これは名護だけにとどまらないものだと思いますけれども、先ほど言いましたように、月曜日、おとといですか、内閣総理大臣の承認を受けたというばかりでございますので、これからより詳細な計画がつくられていくのだらうと思っております。

○當間盛夫委員 県はもっと前にいろいろな戦略を打つ中でのものをしっかりと持ってほしいという意味合いというのは、ユニバーサルスタジアムがどうこうだという意味合いもあるわけですから、そういった企業がこの名護でどうするのだということも大事でしょうし、県内の企業が経済特区をどのような形を持っていくのかということも、皆さんもしっかりと示す部分が必要だと思います。せっかくこのような特区をつくったのに、ただつくっただけなのかということにもならないように、県内の企業もこの特区を使っただけの活性化といいますか、企業が元気になるという仕組みを、やはりただ県外の企業というだけではなくて、県内の企業の皆さんにもしっかりと活用してもらおうような制度的なものが必要だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 冒頭にもありました、担税力の強化という観点から私たち一生懸命取り組んでおりますので、それがやはり県内県外の企業の皆さんに非常に魅力的な制度になって企業が張りついて、なおかつ税収が上がるということが非常に大事だと思っておりますので、これも担当部局と一緒に頑張っていきたいと思います。

○當間盛夫委員 これは企画部のほうも進める部分ではあると思いますが、しっかりと税収の部分は総務部の皆さんがあるわけですから、皆さんもしっかりとかかわって頑張ってもらいたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 私も引き続き、今の件の関連ですが、制度設計は企画部ですよ。企画部が制度設計をして、いわゆる企業の張りつけ等々を含めて特区については県内県外企業含めてその調整や説明はしていくでしょうけれども、この制度を活用して上がってくる税収、今言う担税力を強化するための総務部税務担当当局としての事業としてはどのような事業があるのでしょうか。おんぶにだっこで全て制度設計は企画部だから企画部がこの説明をきちんと企業にやって、ここに張りついた上がってくる税収のみを皆さん方は確保すればいいという感覚ですか。

○小橋川健二総務部長 制度の基本は確かに企画部のほうでやりますけれども、ただその制度の中で国税、それから地方税それぞれの控除があったり、減免があったりとはしますが、そこをやはり企業にとって何が魅力があるかという制度—金額の問題もそうかもしれませんが、例えば手続が簡易でありますとか、こういったものはやはり税のほうが一番よくわかると思います。ですので、そういう面では制度設計に次の改善、改良に向けてのフィードバックはできると思っています。

○翁長政俊委員 私も當間委員と全く同じ意見を持っておりまして、いわゆる担税力を強化していくためには税務当局がやらないといけない分野というのはきちんとあると思っております。ですから、その部分をもっと丁寧に県内企業含めてこの特区にエントリーできる、エントリーしたらこういった税上のメリットがあるのだと。企画部単位だけの話ではなくて、税務当局としての企業

誘致のインセンティブみたいなものを丁寧にやっていくためのプログラムがあ
っていいと思っております。どうもこの辺が見えないものですから、きょうの
質疑になっております。議案についてはよくわかりますけれども、これが可決
された後、その後のアプローチです。ここのところをもう少しきちんと説明し
ていただけませんか。

○佐次田薫税務課長 周知するためのものはうちのほうも一緒になってやって
います。広報とか制度の中身とか、これも一緒に。

○翁長政俊委員 当然ですよ。私が一例を申し上げますと、県の税理士会とか
ありますでしょう。そういったところと皆さんがコラボをして、きちんところ
の部分の企業がチャレンジしやすいような説明会を持っていくとか、こういっ
た具体的な事例が必要なのですよ。こういったことを皆さん方がチャレンジし
ていくということが5年後、10年後先には税収が上がっていくというアプロ
ーチに変わっていくわけですよ。ですから、こういった試みも幾つかメニューを
つくって、しっかりと課税等の免除を含めての沖縄の企業が育成しやすいよう
なシステムというのは、まさに皆さん方が担当していいのではないかと思いま
す。企画部は制度設計まで、実態の税収を上げていくなどの動きというのは皆
さん方の仕事だろうと思っておりますので、そういうことを言わせていただい
ております。

○小橋川健二総務部長 せっかくできた制度ですから、それは多くの皆さんに
これを知っていただいて活用していただくということが非常に大事だと思いま
すので、制度概要につきましても、例えば県税事務所に置いておくとか、ある
いは税理士会を含めてしっかりと情報交換をしながらやっていくということは
大事だと思っておりますので、いい御提案だと思っておりますのでこれから取り組んでいき
たいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の4ページ目をごらんください。
議案は、別冊議案書の20ページ目にあります。

乙第9号議案沖縄県人事委員会委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が、平成26年9月27日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました長嶺恭子氏は、税理士として実績があり、民間企業の給与や勤務条件等の状況に精通するとともに、平成22年9月に人事委員会委員に就任後、委員としての職責を十分果たしてこられたので、議会の同意を得て選任したいと考えております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の5ページ目をごらんください。
議案は別冊議案書の21ページにあります。

乙第10号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について御説明いたします。

この議案は、収用委員会委員2人が平成26年7月21日で任期満了するほか、予備委員1人が平成26年7月21日で辞職することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

収用委員として御提案いたしました、古堅豊氏、篠原弘一郎氏、また、収用予備委員として御提案いたしました平良卓也氏は、弁護士として法曹界で活躍され、法律に関しすぐれた経験と知識を有していることから、収用委員会委員及び予備委員として適任でありますので、議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の6ページをごらんください。

議案は別冊議案書の23ページにございます。

乙第11号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公安委員会委員1人が平成26年7月21日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました与世田兼稔氏は、弁護士として法曹界で活躍され、平成16年には沖縄弁護士会会長を務めるなど、法律に関しすぐれた経験と知識を有しております。

また、平成23年には副知事に就任し、県の行政施策を通じて、県民の福祉の向上に取り組んでおり、その実績と手腕は高く評価され、公安委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上で、乙第11号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県監査委員の選任について審査を行います。

この際、沖縄県議会委員会条例第15条により、仲田委員の退席を求めます。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の8ページをごらんください。

議案は平成26年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の1ページ目でございます。

今回追加提案いたしました乙第13号議案沖縄県監査委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員 4 人のうち、議員のうちから選任された 1 人が平成26年 6 月25日付で辞職したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました仲田弘毅氏は、去る 6 月30日に県議会議長から御推薦をいただいておりますので、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

この際、仲田委員の入場を求めます。

次に、乙第12号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 続きまして、説明資料の 7 ページをごらんください。

議案は、別冊議案書の24ページでございます。

乙第12号議案専決処分の承認について御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、沖縄県税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分を行いました。

この議案は、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

主な改正内容を申し上げますと、1 つ目に、自動車取得税について、軽自動車を除く自家用自動車の税率を現行の 5 % から 3 % に、営業用自動車及び軽自動車の税率を現行の 3 % から 2 % に、それぞれ引き下げるとともに、環境負荷の小さい自動車の軽減割合を拡充しております。

2つ目に、自動車税について、環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、一定の期間経過した自動車の税負担を重くすることの見直しを行っております。

3つ目に、個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における不動産取得税について、新たに軽減措置を設ける等の改正を行っております。

これらの専決処分をした県税条例の規定は、地方税法の一部改正にあわせて、平成26年4月1日から施行したところであります。

以上で、乙第12号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第146号及び陳情第32号を除く総務部関係の陳情平成24年第84号外11件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第146号及び陳情第32号につきましては、企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

資料2枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続12件で、新規の陳情はございません。

継続の12件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情について説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情24件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室、公安委員会と、陳情平成25年第146号及び陳情第32号につきましては総務部と、陳情平成25年第147号につきましては、環境部と共管になっております。

○山内末子委員長 ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次（陳情）の1ページから3ページ目に、陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の陳情が20件、新規の陳情が3件となっております。

継続審議のうち、7ページの平成25年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情第50号につきまして、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分について御説明いたします。

2の沖縄本島地区等超高速ブロードバンド環境調査事業について、「平成25年度に実施した」と変更を行い、これに合わせまして「行うとともに」を「行ったところであり」と表現を一部変更をさせていただいております。

続きまして、15ページをお開きください。

軽油価格高騰により危機に瀕するトラック運送業界に関する陳情平成25年第109号につきまして、主な変更部分を御説明いたします。

1の変更は、直近の軽油価格の更新によるものです。「平成26年5月には145円と約17%上昇しております」に変更をしております。

また、2の3行目、燃料サーチャージ制の導入及び契約書面化について、以下を、「トラック運送事業者と荷主が良好な関係を構築し、取り組む必要があります。」に変更し、次の追加を行っております。

そのため、トラック協会においては、荷主及び事業者向けのセミナーを開催し、数社から燃料サーチャージ制導入に係る相談が寄せられております。県も運輸振興助成補助金により、相談員を配置し支援しております。県としましては、引き続き、国やトラック協会と連携してトラック運送事業者の燃料サーチャージ制の導入及び契約書面化を支援してまいります。

18ページをお開きください。

学校法人アミークス国際学園の混乱に関する陳情平成25年第146号につきまして、変更部分を御説明いたします。

3の学校運営について、次の、「また、平成25年10月には労働組合が、平成26年3月にはPTAが設立されており、」との文言を追加しております。

21ページをお開きください。

LPG等燃料価格の急激な高騰に対する陳情第1号につきまして、変更部分を御説明いたします。

3段目の、3月以降について、「4月は845ドル、5月は825ドル」を追加し

ております。

また、後段の、県内のタクシー営業は、流しが主流のため、の後に「1日当たりの走行距離も長く、運行経費における」を追加し、このため以下を「流しの解消に効果があり、タクシー事業者から特に要望の強い公共施設等におけるタクシー乗り場の整備について、県が中心となって、沖縄県ハイヤー・タクシー協会を初め関係機関で構成する、タクシー対策協議会（仮称）を立ち上げ、取り組んでまいります。」に変更しております。

28ページをお開きください。

沖縄アミークス・インターナショナルに関する陳情第32号につきまして、変更部分を御説明いたします。

1、3につきまして、次の「平成25年10月には労働組合が、また平成26年3月にはPTAが設立されるなど学園の課題解決に向けた環境が整い、既に意見交換がなされていると聞いております。」の追加を行っております。

また、県としては、の次に「適宜、進捗状況を確認するとともに、」との文言を追加しております。

それでは、新規の陳情について御説明いたします。

29ページをお開きください。

燃料高騰対策に係る助成金に関する陳情第41号について御説明いたします。

タクシーの燃料であるLPガスについては、原料であるブタンの国際価格の高騰により、県内のLPガス価格は上昇しております。

ブタンの国際価格が急騰した平成25年12月は、前月比33.8%増の1トン当たり1225ドルとなっており、平成25年4月の835ドルに比べ、46.7%上昇しております。

しかしながら、平成26年1月は1020ドル、2月は970ドル、3月は870ドル、4月は845ドル、5月は825ドルと下落傾向にあります。

県としましては、燃料価格の高騰により資金繰りが厳しくなっている事業者に対して、今後とも県の融資制度の活用を促してまいります。

一方、県内のタクシー営業は、流しが主流のため、1日当たりの走行距離も長く、運行経費における燃料比率が高い状況にあるなどさまざまな課題があります。

このため、流しの解消に効果があり、タクシー事業者から特に要望の強い公共施設等におけるタクシー乗り場の整備について、県が中心となって、沖縄県ハイヤー・タクシー協会を初め関係機関で構成する、タクシー対策協議会（仮称）を立ち上げ、取り組んでまいります。

続きまして、30ページをお開きください。

平成26年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情第42号について御説明いたします。

2につきましては、県においては、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）に基づく揮発油税等の軽減措置（7円/ℓ）を前提として、県内で販売される揮発油に石油価格調整税（法定外普通税）を課税（1.5円/ℓ）し、その税収を実質的な財源として、石油製品輸送等補助事業において、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の当該輸送経費に対し、補助を行っております。

当該軽減措置については、適用期限が平成27年5月14日までとされていることから、引き続き離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図ることができるよう、県としては関係団体と連携し、本軽減措置の延長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3についてであります。県としては、久高島留学センターの設立経緯や経過、南城市の対応状況等を踏まえ、今後の対応を検討していきたいと考えております。

31ページをお開きください。

4につきましては、石油製品輸送等補助事業では、海上運賃、栈橋通過料、倉入料等の輸送経費を補助しており、平成25年度の補助実績額は約8億6000万円となっております。

県では、石油製品の流通実態調査を実施し、石油製品の輸送過程において、小規模離島を中心にコンテナやドラム缶等の輸送形態ごとに異なる離島特有の経費が発生していることに着目し、これまで倉入料に関しては一律1リットル当たり0.75円の補助を行っていたところを、輸送形態に応じて最大で12円までの複数の補助単価を設定し、昨年11月から事業の拡充を行ったところであります。

この調査においては、宮古島、石垣島及び久米島については、島内に油槽所が設置され、タンクローリーにより石油製品の運搬がされており、沖縄本島と同様の輸送形態であると確認されたことから、今回の見直しにおいて拡充の対象としなかったものであります。

宮古島、石垣島、久米島への輸送に係る海上運賃等については、経費の全額を補助しているところであり、平成25年度の補助実績額は約5億7000万円となっております。これらの経費については、今後も引き続き補助を行っていく考えであります。

続きまして、32ページをお開きください。

旭橋都市再開発株式会社の役員体制の見直しに関する陳情第58号について御

説明いたします。

1につきましては、旭橋都市再開発株式会社は、取締役会が設置されている株式会社であることから、役員人事につきましては、会社法に基づき、取締役会及び株主総会において決定されるものと考えております。

次に、2についてであります。B・C街区のビル管理委託の指名競争入札等については、平成26年4月17日にカフーナ旭橋C街区管理組合運営委員会、4月25日にカフーナ旭橋B-1街区管理組合運営委員会へ報告されており、報告は適切に行われているものと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、基地防災統括監の説明を求めます。

親川達男基地防災統括監。

○親川達男基地防災統括監 企画部と公安委員会との共管となっております陳情平成25年第18号につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 基地防災統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、生活安全企画課長の説明を求めます。

並里博生活安全企画課長。

○並里博生活安全企画課長 企画部、知事公室との共管に係る陳情平成25年第18号タクシー車内防犯カメラの設置に関する陳情の処理方針については、継続案件であります。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針の3ページをごらんください。

前回以降、タクシー内の犯罪発生状況の統計数字について、平成26年5月中の発生件数に変更しておりますので御説明いたします。

平成26年5月末現在の県内におけるタクシー内での犯罪の発生状況につきましては、14件発生しており、罪種別では強盗1件、傷害3件、暴行5件、窃盗

2件、詐欺（無賃乗車）2件、器物損壊1件であり、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生はありません。

また、過去5年間におけるタクシー稼働中の乗務員を被害者とし、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生状況につきましては、16件発生しており、罪種別では傷害2件、暴行3件、窃盗4件、詐欺（無賃乗車）2件、強盗1件、強盗致傷3件、偽造通貨行使1件であります。

県警察におきましては、タクシー乗務員に対する防犯対策として、各地区で開催されるハイヤータクシー協会の講習会等において防犯指導や強盗対処訓練等を実施しております。

今後も引き続き協会等と連携を密にし、各種防犯対策を推進していきたいと考えております。

○山内末子委員長 生活安全企画課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第146号及び陳情32号について、総務統括監の説明を求めます。

砂川靖総務統括監。

○砂川靖総務統括監 企画部との共管に係る陳情平成25年第146号及び陳情第32号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第147号について、環境政策課基地環境特別対策室長の説明を求めます。

仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長。

○仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長 企画部と共管となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 環境政策課基地環境特別対策室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 新規の陳情第42号—30ページ、平成26年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情—こちらの石油製品についてなのですが、宮古・石垣地域・久米島の3島の補助金を行っている。従来1リットル当たり0.7円まで、輸送形態に応じては12円までの複数の補助単価を設定しているということの処理方針がありますけれども、これは、特別措置法の軽減税率に係る部分でしたよね。そういうふうに理解してよろしいのですか。

○謝花喜一郎企画部長 まさしくリッター価格7円をやっていますが、そのうちの1.5円分を課税しているわけですが、それを財源として必要経費の補助事業を行っております。およそ9億円から10億円ぐらいあるわけですが、今回の陳情の趣旨と申しますのが、これまで算定として十分されていなかった、特に小規模離島においての輸送形態で、例えばドラム缶に詰めたりだとか、そういったところが十分に算定されていなかったということで、小規模離島について0.75円の分について、もう少しきちんと活用しようではないかという活用した結果、最大で12円の補助が行われたわけでございます。

ただ、離島特有の輸送形態でないというのが、久米島と石垣島、それから宮古島であったわけですが、そこについては、今回は0.75円分の拡充というのは行っていなかったわけです。

今回の陳情は、久米島、宮古島等についても同様な補助を対象にすべきではないかという趣旨の陳情だというふうに理解しておりますが、やはり輸送形態が特有なものではないということで、今回は拡充は困難であります。ただ、引き続き、この3島で5億7000万円余りやっていますが、匹敵する必要な経費は、今後も引き続き補助させていただくと、そういう趣旨の処理方針になっているわけでございます。

○翁長政俊委員 この3島を除く離島については、輸送形態としてはどういう形態で行っているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 まず、輸送形態は大きく3つに分かれるというふうに考えておりました、1つは主にタンクローリーで輸送する形態のもの、それからコンテナ輸送されるもの、それからドラム缶輸送される形態と、大きく3つに分類しております。

今回の補助の額については、今申し上げたタンクローリーについては2円、コンテナ輸送については7円、ドラム缶輸送については12円というふうに補助単価を設定したという経緯でございます。

○翁長政俊委員 コンテナを利用するということになると、何を運んでいるのですか。コンテナで輸送をするということは。

○田中克尚地域・離島課長 私たちが補助しているのは、揮発油—ガソリン、軽油、灯油、A重油の4種類です。

○翁長政俊委員 コンテナというと、通常四角いコンテナというふうに理解しているのですけれども、このコンテナにドラム缶を積んでいくのですか。

どういう形で持っていくのですか。

私には、少し発想がないのですよ。

○田中克尚地域・離島課長 今委員が想像されているような四角いものではなくて、液体を運べる専用のコンテナというものがございまして、そちらで輸送しております。

○翁長政俊委員 液体を運ぶコンテナ—タンクローリーということになると、これは自動車ごと運ぶということですか。

○田中克尚地域・離島課長 御指摘のとおりでございます。

○翁長政俊委員 こういった特殊な離島地域において、コンテナ等は、通常であれば一作製についての補助というのは出しているのですか。

これは、特殊事情でコンテナで運ばないといけないという事情があるわけですよ。当然、揮発油税についての軽減措置と輸送費についてはあるだろうけれども、その入れ物についての補助のようなことは考えておられるのですか。これまでにやっきているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 この補助一倉入料を拡充するときには、こういったコンテナの維持管理とか、そういったものも末端価格に上乗せされているであろうということも加味した補助単価を設定しているのですけれども、直接購入補助というようなものは実施していません。

○翁長政俊委員 実際そうなのですか。

コンテナの作製費までオンして、価格に転嫁しているということになると、著しく高い揮発油税そのものではないものもオンされて、離島、僻地の住民の皆さん方はそれを購入しているということなるのですけれども、これはかなり厳しい判断だと思うのですが、実際はそうなのですか。

○田中克尚地域・離島課長 平成24年度と平成25年度で、各給油所の経営実態調査というものも実施させていただいた中では、企業として持っている資産等一減価償却費なども、当然収益から賄う必要があると。そういった中に、コンテナの維持管理といいますか、仮に借金で今年度返済するというようなものも、少なからず費用が高い一本島と離島との高い要因の一つであるという分析を私たちはしております。

○翁長政俊委員 ドラム缶、タンクローリー等、機器の費用というのは、どういう形になるかわかりませんが、特にコンテナについては、特別に揮発油を運ぶための容器が必要で、それを使うということになるでしょう。そうなってくると、今説明があったように、減価償却等も含めて輸送に係る、こういったものの作製費までオンした形で、揮発油税にオンしていると。

それが、今補助をやっておられる1リットル当たりの補助金額で—これは本島並にならされているのですか。

○謝花喜一郎企画部長 今、地域・離島課長から答弁させていただいたとおりなのですが、これまではタンクローリー、コンテナ、ドラム缶、その形態にかんかかわらず、0.75円の補助と一律であったわけですが、タンクローリーは直接タンカーで運んで、陸上に着いたら—例えば石垣に着きましたら、給油所のほうに行くわけでございます。

ところが、コンテナですとか、ドラム缶の場合には、船で運んだ後に、それをフォークリフトでおろして、いろいろな作業が出てくるわけです。そういった作業の費用が0.75円では賄いきれなかった。

例えば、我々が試算しますと、コンテナからフォークリフトでおろして、さらに輸送まで持っていくときに7円ぐらいかかるだろうと。それから、ドラム缶の場合でも、大体8円ほどかかるだろうということを試算いたしまして、そういった経費を補填することによって、小規模離島の過大な輸送経費を縮小していったということでございます。

購入等は0.75円で、維持管理も含めて見ていただいていたという概念ですが、申し上げたいのは、船からおりた後の作業というのが、倉入料といいましょうか、そういったもので見ると、いろいろと作業があつて経費がかかっていたので、この分割高になっている運賃を是正したと、そういう御理解で……。

○翁長政俊委員 私が聞きたかったのは、離島、僻地における小売価格がおおむね本島価格と大体同じような経費で、補助金を入れたことによってそういうふうになっていると理解してよろしいですかということなのですが、実際はどうなのですか。

○謝花喜一郎企画部長 実際は、まだ本島価格とは差がございます。と申しますのは、やはり離島は市場が狭いということで、1人当たりの人件費というのが割と高目になっているという実態があるようです。

粗利を上げなければならないということで、どうしてもこの辺の部分が補助ではなかなか補填できない部分—小規模離島中心に、これは石垣島、久米島もそうなのですが、まだ本島との格差は依然として残っているというのが実態でございます。

○翁長政俊委員 小さな船で離島に持っていくという地域もあるでしょうし、タンクローリーを乗せるスペースの問題や、コンテナを専用的に使っている地域もあるでしょうし、形態はさまざまだろうと思いますがけれども、今言う横持ち料を抑える。横持ち料を抑えることは、よく理解しますけれども、私はせめてコンテナで運ぶ、こういった作製料みたいなものも、補助対象になっていいのではないかと考えているのです。

そんなに物がたくさんあるわけではないし、個数にしてどれぐらいのものかはわかりませんが、こういったものが常時円滑に使えるような—1回使えば10年使えるというようなサイクルでしょうから、そういったものは考慮してもいいのではないかとと思いますが、部長はどう思いますか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほど来答弁させていただいていますように、輸送に

係る経費として、購入と維持管理も含めたものとして今補助単価を設定して、積算して補助しているという実態がございます。

今委員から御指摘の、新規にこれからやるといったときに経費がかかると、その分をどうするのだというような議論については、今後の課題として検討させていただければと思っております。

○翁長政俊委員 ぜひ検討してみてください。こういったことが、離島住民の格差につながっているということであれば、やはりこれは不利性を克服していくという意味においても、皆さんがやっておられる政策の中の根幹部分だと思っておりますので、ぜひそういったケースも含めて御検討いただきたいと思っております。

それと、沖縄振興特別措置法の揮発油税の軽減がありますよね。今回の改正時には3年ということになりましたよね。3年ということになると平成27年に切れるのですか。

○田中克尚地域・離島課長 平成27年5月14日が適用期限となっております。

○翁長政俊委員 これの延長に向けてはどのようなのですか。取り組みは順調に進んでおられますか。

○外間裕朋県民生活課副参事 現在、軽減措置の延長について、内閣府と細かい作業を詰めているところです。

○翁長政俊委員 見通しを教えてください。もう来年度です。

○外間裕朋県民生活課副参事 もちろん軽減措置を延長するつもりで頑張っております。

○謝花喜一郎企画部長 担当課と企画部と連携して行っております。もろもろ税制について、企画部が総括して内閣府と調整を行っております。この延長は、離島住民にとって、先ほども答弁させていただきましたけれども、これを財源にして石油価格の補助事業が成り立っていますので、この揮発油税の延長がなされなければ、その財源の見通しが立たなくなるということで—そうしますと、離島住民の揮発油税等の単価がぐっとはね上がってしまう。これは何としても避けなければならないということで、企画部も連携して、不退転の気持ちで、何

としてでもかち取るという気持ちで内閣府とは調整に当たっておりますし、必ずやかち取ってみたいと思います。

○翁長政俊委員 いずれにせよ、軽減措置については、従来4次の振興計画の中では、5年だったのですよね。5年が今回初めて3年という区切りになって、非常に厳しい財政当局の手が入ったというふうになるのかどうかわかりませんが、いずれにせよ離島振興という意味では大変重要な財源ですので、これを確保するという意味においても、軽減措置の延長というのは何としても離島振興にとっては必要な制度ですから、次に頑張るときには7年間を一気に延長してもらえという形のものまで持っていけるように努力をしていただきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 30ページの3番ですが、久高島留学センターが安定的に運営できるよう支援を行うことの要請が出ております。

これはたしか十数年前に、県の補助等もありまして、施設が建設されたということで、これは全国的な一不登校の児童生徒が久高島に来て、久高中学校に通うとか、勉強するとか、そういったようなことだったと思いますけれども。

今後安定的に運営ができるように支援してくださいということなのですが、今現在このセンターというのはどういう状況になっているのでしょうか。

説明からしてもらえればと思います。

○田中克尚地域・離島課長 まず、久高島留学センターについては、委員からお話もありましたように、当初、当時知念村のほうから宝くじ助成金を使って、こういった施設を建てて、その中で山村留学の機関として立ち上がったという経緯があります。

現状ですけれども、平成26年度の留学生については、小学生5年生が1名、中学1年生が3名、中学2年生が5名、中学3年生が4名と、合計13名というふうに聞いております。

○大城一馬委員 そこで、なぜ安定的な運営ができるよう支援していただきたいというような要望が来ているのか、何か問題点が出ているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 これも当事者のほうからお話を少しずつ聞いている途中ということなのですけれども、山村留学制度、この施設が始まったのが2001年からということを知っていますが、その後募集をかけてもなかなか人が集まらなくなってきたということが1つあります。

それから、スタッフが自主的な、1人の方の熱意でもともと始まったというような経緯があるというふうに聞いていますけれども、そういった方全体の、スタッフに対する報酬であるとか、そういった部分で、なかなか経営的にも苦しい状況が続いているという話は伺っております。

○大城一馬委員 今こちらの運営をしている方というのは、本土の方でしたか。1人でその方がずっと継続してやられているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 この春、その方もやめられたというふうに聞いておまして、常時スタッフが3名から4名いるのですけれども、ずっと委員がおっしゃっている方が代表ということで取り組まれていたというふうに聞いております。

この春で島を去られたというふうに聞いております。

○大城一馬委員 そうすると、状況によっては、センターの閉鎖という状況にもなりかねない—スタッフが集まらないとなりますと、そういう状況が生まれてくるのではないかと懸念されますけれども、そういったことに対して、しっかりと支援してほしいという内容だと思うのですけれども、その辺について県としてどう対応なさるつもりですか。

○田中克尚地域・離島課長 処理方針の中にも少し述べておりますが、地元の南城市の対応をどうするのかというところからまずはしっかりと調整をしてから、県が何をできるのかということを検討していくという段階なのかなというふうに思っております。

○大城一馬委員 久高島は併設校で久高小中学校ということで運営されていますけれども、やはりなかなか若い方々が定住しないということもありまして、過疎が一生徒の減も進んでいる状況の中で、このセンターはある意味非常に特殊性があって、地域、島の活性化にもつながっていたというような状況だと思いますけれども、やはりこのことは過疎地の歯どめ、活性化のためにもしっかりと県も積極的に関与して、南城市だけに任せるのではなく、県もしっかり

と対応してもらいたいというふうに要望しておきます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当間盛夫委員。

○当間盛夫委員 陳情第42号、揮発油税の件なのですが、皆さんはもう2年ぐらい離島のガソリン価格をいかにやるかという検討・調査もされて、今回、陳情第42号にある4番目の石油製品の補助事業ということで、タンクローリー等いろいろなことをやると。改めて調査をする中でこのようになっているのですよね。

実際、離島の石油製品価格はどれぐらい下がったのでしょうか。

○田中克尚地域・離島課長 この制度を考えた時点では23円から24円下がるというような分析をしております。

○当間盛夫委員 23円から24円一本島とこれだけの差があるということで、実際皆さんが調査する中で、離島一宮古、八重山の石油製品価格というものがどれだけ下がったというものがあるのでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 実は、昨年11月から本格的に0.75円分の拡充を行ったのですが、平成24年の10月で本島との価格差が平均20円だったものが18円ぐらいまでに圧縮されてきているということで、一定程度の格差は縮小されているのかなという感じですか。

○当間盛夫委員 18円まで圧縮されたということは、5円か6円ぐらいしか下がっていないという認識でいいのですか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほども答弁いたしましたけれども、やはり人件費の差が一離島と本島では、やはり差がどうしてもあるという実態がございまして、この分はこの補助事業ではなかなか補填できないということがあって、この分まで差を縮めるということはなかなか難しいような状況であります。

○当間盛夫委員 この辺はもう少し皆さん調べたほうがいいのではないかと思います。人件費という言葉で終わらせているのですけれども、では、向こうで働いている従業員というのは、それだけ高い人件費をもらっているのです

か。向こうの給油所で働いている皆さんでも、結構非正規の皆さんが多いような感じがすると思うのですが、実際はその経営者がどれぐらい収入を得ているのかということも含めて、皆さんは人件費があるからなかなか下がらないというような物の言い方をしないと、ただ人件費というだけでは、ああそうですかと納得できるものではないのではないですか。

○謝花喜一郎企画部長 御指摘のとおりだと思います。我々もこの辺のところの詳細を調べてみましたら、粗利が本島に比べて高いと—1リットル当たり21.3円高いというものを詳細に分析しております。

まず、1人当たりの人件費が本島に比べて1リットル当たり10.4円高い。その理由ですけれども、離島は本島と比べて平均年齢が高い。やはり、本島ですと非正規ということなのでしょうけれども、離島の場合は正規の雇用という形で、その分の人件費が高くなっているということがあるようでございます。

それから、年間の販売量が少ない給油所でも、給油所に必要な一定の人員は配置せざるを得ないというような状況、また、離島給油所では、本島では可能なセルフサービスというようなサービスがなくて、全て人員で、人が行っていると。

それから、本島と比べて配達販売が多いというようなことがあって、人件費はこの分、トータルで28.8円ほど高くなっているというような状況があるということが判明しております。

○當間盛夫委員 その辺は高嶺委員のほうがよく知っていると思いますので、後でやるとは思いますが、この海上運賃費で、平成25年度の補助実績で8億6000万円あるわけですよ。ところが、海上運賃で5億7000万円も海上運賃でかかると。これは、宮古、石垣、久米島の海上輸送をしているのは何社あるのですか。

○田中克尚地域・離島課長 この3島についても、1社ということではなくて、2社から3社あります。今は手元にどこというデータがないのですが、あるということは間違いありません。

○當間盛夫委員 この辺の軽減というのか、この辺を少し安くできる部分というのは、部長、何か工夫はないのですか。向こうの言い値ですか。

○謝花喜一郎企画部長 海上輸送運賃について、行政で指導して、その分につ

いて安くしろというのは、これはほかのものもそうなのですが、なかなか行政で指導して運賃を交渉して下げるとするのは難しいのかなというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** 来年の平成27年5月にはこの部分がどうなるかと。その部分は自民党がしっかりと対応してもらえるのでしょうかけれども、結果的にこのものが下がらないのであれば、これはやっている意味はどうかと思うのです。

結局これだけー7円、離島で販売するガソリンは本島と比べたら18円か20円余りまだ差があるということであれば、補助のあり方というのはどうかかなということー根本が問われてくることになると思うのです。

だから、その辺をしっかりと対応してもらわないと、今言う海上のものには我々が物を言えませぬということであれば、なぜ物を言わないのと。その分を税で払ってやっているわけだから。しっかりとこれが適正にあるのかということ、りゅうせき中心のものだと思っただけけれども、そういったことはしっかりと物を言うべき立場に県があるのではないかと思います。税を取ってやるのだから、しっかりとその対応をお願いしたいと思います。

それから、今度の新規ー陳情第41号。これはタクシーの件なのですよね。タクシーの件は、陳情第41号もそうなのですが、陳情第1号ーこれはLPGの燃料価格高騰のときにもタクシーの件があるし、県警のものと同様に、防犯カメラータクシーに関してはこの3つの陳情があるのですよね。

現実、タクシーに対して皆さんはどのような補助をやられていますか。

○**嘉数登交通政策課長** 現行、タクシーあるいはハイヤーに対しての補助金はございません。

○**當間盛夫委員** バスに対してはどうですか。

○**嘉数登交通政策課長** 赤字路線に対する運行費補助というものを支出しております、それでバス路線の確保・維持を図っているということでございます。

○**當間盛夫委員** 赤字路線だけではなくて、バスはバス購入も補助でやっているのではないですか。

○**嘉数登交通政策課長** はい。ノンステップバスを毎年40台購入しておりますけれども、それは県が機関バスルートシステムという事業、施策を持っており

まして、そこでのお年寄りですとか障害者の乗りおりを支援するためという一定の政策目的を持ったところに対してバスの購入補助をやっているということでございます。

○當間盛夫委員 これは、バスに対する補助でしょう。こういうバス購入—基幹バスといってもバス購入に関する、バスでも別に県が持っているわけではないわけだから、バスも民間なのですから、バスに対する補助というのは今言われた分からすると年間どれだけかかっていますか。

○嘉数登交通政策課長 今正確な数字を持っておりませんが、県が約1700万円ぐらいの補助でして、掛ける40台ですので、大体6億円ぐらいをノンステップバスの補助に充てているというふうに考えております。

○當間盛夫委員 6億円が車体購入であるわけですよね。それで、赤字路線に対しても皆さんそのことがあるのですよね。赤字路線に対しての補助は年間どれぐらいあるのですか。

○嘉数登交通政策課長 補助には、国と協調している補助がございまして、これが県の補助で約4000万円。それから、県単独補助としまして、年間約8000万円の補助をしております。

○當間盛夫委員 これからすると、国、県合わせて1億2000万円—赤字路線のもので赤字の補填をやるわけですよね。それで、バス購入で40台ということで6億円—バスには年間約8億円。

そして、沖縄でよく言われる公共交通というのはバス・タクシーだと言われるのだけれども、そのタクシーには防犯カメラの補助さえ一切し切れない。皆さんこの防犯カメラの—先ほども県警のほうからもあったのですが、防犯カメラの設置率は低いと。設置率が55%しかない状況があると。しかし、これは国庫の事業に対する導入支援について、引き続き関係機関と協議する。これぐらいもできないのですか。

この防犯カメラでさえ何千万円ですよ、全車両に入れたとしても。なぜ、そのこともできないのかと思うし、間違いなく今イラク情勢だとか、原油等を含めて、皆さんは今、これが下がっている状況があるということですが、その燃料高騰に対しても、皆さんは一切タクシーのことをやらないわけですよね。燃料のこともありますが、皆さん今回、タクシー乗り場の整備についてというこ

ともやるけれども、バス路線の延長だとか、そのことは一生懸命やるのだけれども、タクシーの乗り場等の整備も、今の皆さんが言っている県内のタクシー営業は流しが主流だと、だから燃料費の高い状況があるということを皆さん認識しながら、県内のタクシー乗り場の整備すらやらない。これは何の違いがあるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 まず、我々としても沖縄県における公共交通として、バス・タクシーが一定の役割を果たしていると認識しております。そういった中で、燃料高騰に関する陳情があったということがございます。彼らからの話を聞いても、流しが多い。やはりそこに乗り場があれば大変助かるという話がありましたので、これまで手つかずだったわけですが、県が積極的に入りまして、協議会の中で乗り場についてやっていきたいという―これは一つ県としての姿勢でございます。

それとバスの支援体制と比べて、タクシーが余りにもおろそかになっているのではないかと趣旨の御指摘だと思っております。

やはりバスにつきましては、大量―しかもいわゆる届け出た時間帯に路線を維持し運行しなければならないというような規則性といいたいまいしょうか、バス会社に対しては、そういった届け出どおりの運行をしなければならないという規則的な部分があるかと思えます。

一方で、タクシー会社においてはそういった部分がないという中で、行政としての助成のあり方というのは、一定の差があり得るかと思っております。

一方で、彼らも先ほど来申し上げておりますが、公共交通の一翼を担っている。特に、離島過疎地域等でいろいろな―お年寄りが病院に行く、それから子供に何らかのことがあったとき、急患でやらないといけないときにタクシーを利用する、そういった実情もあるということも承知しております。

そういった流れの中で、地域と一体になったタクシーのあり方とか、そういったいろいろなアイデア、御提案があれば、我々はそういった観点から一定程度の支援というのは、考えることは可能かと思っておりますが、この陳情にありますように、燃料価格の高騰に伴う助成をやった場合、どこでもって出口を見て、効率性とか、税の使われ方がどういうふうになって、運賃がどういうふうになったか―そういった部分が我々としてなかなか説明できないので、まずは行政としてできる分野として、乗り場の設定、そこからスタートしてみてもどうかという意味での陳情処理方針でございます。

○當間盛夫委員 皆さん、陳情処理方針でタクシー対策協議会と一仮称という

ことがあるのですが、これはもう立ち上げたのですか。

○嘉数登交通政策課長 まだ立ち上げておりません。本議会終了後、速やかに立ち上げたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員 このタクシー協議会では、今部長が言われたものを検討していきたいと。まずできる部分、乗り場の話だとかドライブレコーダーがどうあるのだとか等を含めて話し合うと。そういう協議をする場を設けるという認識でいいのですか。

○謝花喜一郎企画部長 おっしゃるとおりです。さまざまな課題を率直に意見交換する場というのは必要だろうというふうに考えておきまして、まずはそういった協議会を立ち上げて、率直な意見交換をしたいと思っております。

○當間盛夫委員 早急に—これは遅いぐらいです。皆さん、先ほどのバスと比べたらタクシーに協議会すら持っていなかったというところもあるし、補助金すら一銭も出していないという現状があるわけですから、それは早期にやらないといけませんし、陳情第41号からすると、タクシー従業員の皆さんの平均賃金はどれぐらいかわかりますか。

○嘉数登交通政策課長 厚生労働省が実施しております賃金行動基本統計調査というものがございまして、沖縄県のタクシー運転手—これは男性です。賞与を含めた平成24年の賃金、年間推計額ですけれども、194万5500円というふうになっております。

○當間盛夫委員 194万円となってくると、200万円以下—今回の県民所得にも達しないわけですね。皆さん、現状もわかると思うのですが、タクシーの乗務員の状況は、年金をもらっている方がそれをやるとか、百九十何万円です。タクシーを一正規としてのものにはなっていないのですよ。タクシー乗務員の皆さんの給与となってくると。その辺を改善するものは、やはり皆さんがタクシー業界に対して、バスまではいかなくても、しっかりと対応する、乗り場の改善をするのだとか、その分での燃料高騰に対してのものをやるのだとか、ドライブレコーダーに対しての対応もやるのだとかという、環境整備を皆さんがやらないと全く手つかずで、結局これは県内の雇用にも影響してきているわけですから。皆さんはそのことも真剣に考えてこないで、先ほどのバスとタク

シーの補助のあり方等を聞いても、私は観光立県沖縄がタクシーで、いろいろな面で観光客から批判を受けるというのは、一因的には、行政の怠慢もあるのではないかと思いますよ。タクシー乗務員の質を上げたいのであれば、行政ももっと力を入れていくということを持たないと、観光立県—我々リーディング産業を観光で持っていこうということがあるはずなのに、その一翼を担うタクシーがこの状況では。部長、どうなのですか。

○謝花喜一郎企画部長 御指摘は真摯に受けとめます。

ただやはり、権限といいたまいますか、総合事務局のほうで台数とか許認可権限などがありますけれども、県のほうには十分なかったというのが背景にあったかと思っています。

今回、そういった中で、法改正によりまして、協議会の立ち上げということができるようになってきている。これに対して今回県が積極的に入り込もうというような取り組みを沖縄県は初めてやりましたので、その中で積極的に協会団体からの意見を県として真摯に受けとめて、できることから一つ一つやっていく—おっしゃるとおり、遅かったのではないかとということはあるかもしれませんが、我々行政として、これから高齢化社会に向かう中でタクシーのあり方はどうあるべきか、地域におけるタクシーの役割、そういったもろもろを行政の立場からタクシー業界に物を申して、しっかりとタクシー事業の適性化について取り組んでいきたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員 モノレールが空港から首里までというところはあるのですが、やはり沖縄の公共交通というのはバス・タクシーという認識をもっと持って、タクシーに対してはこれから一つ一つということではなくて、早急に対応をお願いしたいという要望で終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第41号のタクシーの燃料について、先にお聞かせください。このLPガスというのは、沖縄本島のトン当たりの値段と、離島のトン当たりの値段はどのような状況にありますか。

○嘉数登交通政策課長 委員、申しわけございません。今手元に持ち合わせておりませんので、後ほど提供したいというふうに考えております。

○高嶺善伸委員 石油価格調整税を創設して、離島の石油製品の価格支援をしている—復帰前は那覇でガソリンを入れても、与那国でガソリンを入れても同じ値段だったのですよね。復帰後、自由取引になった後、こういう価格差が出たために揮発油税を減免して、それを原資にして今の制度ができたわけです。

そういう意味では、ガソリン、軽油、重油等の流通を図るのだが、陳情第41号で言われているタクシーの燃料—これは、離島の価格差があるのかないのか、これを事業に照らし合わせてお聞きしようと思っているのですよ。

○田中克尚地域・離島課長 地域・離島課のほうでもガスについては、先ほどの補助の対象になっていないということもあるのですけれども、我々としてはデータを把握していないものですから、お答えすることができません。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員からLPガスとガソリンの価格差について調べて、後で提出するよう要求があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 先ほどの件については、資料をいただいて次回にまた議論したいと思いますので、資料の提出方お願いします。

陳情第42号についてお聞かせください。

尖閣周辺というのは、航海上航路として重要な役割を果たしているということですが、航路としてはどのような使われ方をしているのですか。教えてください。

○謝花喜一郎企画部長 尖閣については、今定期航路はございません。

○高嶺善伸委員 今、適用水域の中国、台湾、沖縄の漁船の乗り入れの話をする前に、南北に主要な航路となっていて、その公海は日本の船や韓国の船や、いろいろな船がたくさん通っているという話を聞いているのです。そういう意味での航路です。定期航路ではなくて。

尖閣周辺というのは航路上、どのような役割を果たしているか、実情はどう

ですかと聞いています。

○謝花喜一郎企画部長　そういうようなことを考えたことがないものですから、私の拙い認識で申し上げさせていただきますが、尖閣周辺は優良な漁場だという話はよく聞くところでございます。

ただ一方で、対外国との関係でなかなかそういった波高しの状況の中で、近づくに近づけないというような状況であろうかと思えます。

○山内末子委員長　休憩します。

(休憩中に、山内末子委員長より高嶺善伸委員の質疑内容が知事公室の所管になっているとの指摘があり、前述の質疑を取りやめることとした。)

○山内末子委員長　再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　部長、簡潔に一言だけ決意を聞いて終わりたいと思えますけれども、処理方針の8ページの5―離島交付金、それから9ページの海洋の面積の問題、それから10ページ、11ページの水源地基金、14ページの2で離島に係る価格プール制の導入等ありますけれども、そういったものに関連して、この前、総務企画委員会で南北大東村に伺ってきたのです。5月に調査をしてきました。

そして、やはり国境の島で、皆さんよく頑張っておられるなということ、いろいろな支援もやらなくてはいけないのではないかということで、この前も本会議でいろいろな議員が取り上げていました。

空港の夜間の滑走路のランタンの問題とか、水道料金を本島並みにする問題、ため池の問題、それから高校進学の問題、漁港の整備、飛行機の買いかえ等もろもろの課題がいっぱいあったのです。

たくさん要望を受けて、これは皆やはり、この陳情では離島一般というものもあるけれども、この前、南北大東村を視察してきた関係も含めて、いろいろな要望を後で事務局がまとめて皆さんのところにも資料として提出もされると思えますけれども、南北大東村に特化して、いろいろな要望もあるけれども、ここについては聞く時間がないので、やはり特別な支援が必要だなとい

うことを向こうに行って感じてきたのですけれども、ぜひ離島振興を預かる企画部として、そこは正面から受けとめて、検討すべきは検討するというところで取り組んでほしいのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 離島振興は県政の最重要課題であります。

大東島においては、那覇から400キロメートル離れて、しかも港自体も断崖絶壁で、いわゆる海の孤島というようなイメージがございます。

離島はそれぞれ固有課題がありますけれども、南北両大東一本当に行つて厳しい状況の中で、よくそれぞれ両大東村で定住条件の整備と産業の振興に取り組まれていると思います。

このような中で上げられた一つ一つの県に対する要望、課題というのは、県としてもしっかりと真摯に捉えないといけないものだと思っています。

企画部においては地域離島、離島振興という形で総括をしております。そういう立場でしっかりと一今委員から御指摘の件につきましては、我々は真摯に取り組んでいきたいと考えております。

○渡久地修委員 先ほど言った陳情の中身に照らして質疑をしようとしたら、いっぱいありますけれども、時間の関係上一部長が今述べたので、ぜひ議会事務局としてもその調査結果がまとまると思いますので、これからまた総務企画委員会でも皆で取り組んでいきますので、ぜひ頑張ってくださいたいと要望して、きょうは終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 企画部長にアミークスについてお尋ねします。

P T A—父母会も立ち上がる、より正常化に向かっているという感じを受けておりますが、その中で1点私が気になることは、学校で馬を—以前は5頭飼っていたそうですが、現在は10頭になっていまして、私が指摘したのに反発したのかどうかはわかりませんが、5頭から10頭にふえている。しかも、その馬の世話をするのに職員も5名ほど必要だということで、経費が何と1000万円かかっているというようなことで、そのうちの500万円は旺文社が寄附しているというような話を聞いているのですが、これは全国で、公立の小学校—今アミークスは小学生だけですよね。その小学生が通っている全国の公立学校で、アミークス以外に馬を飼っているところはありますか。

まずはその辺からお聞きしたいと思います。

私立も含めて、小学校で馬を飼っているところはありますか。これは、前代未聞ではないですか。

○富永千尋科学技術振興課長 公立校のお話なのですが、我々のほうではクラブ活動でそういった馬部がどうかというふうなことは把握はしておりません。

○前島明男委員 これは小学校で、私立も含めて小学校で馬を飼っているところはあると思いますか。全国で。

あると思うか、思わないかどちらですか。

○富永千尋科学技術振興課長 インターネットで調べれば出てくるかもしれないのですが、現時点ではそういう情報を持ち合わせていないのでわからないとしかお答えできません。

○前島明男委員 アミークスはどういう目的で学校が設立されましたか。

県も7億円、8億円と寄附もいろいろと募ったりして、それだけ多額な資金を投入していますけれども、所期の目的、アミークスの目的は何ですか。

○富永千尋科学技術振興課長 今、アミークスの教育理念ということで、掲げられているのは、自分で考え、学び、行動する自立した子供を育てる。これが教育理念となっております。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前島委員からアミークス設立の目的を聞いているとの指摘があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 よくアミークスの設立に県がかかわったところの中で議論されていることだと思いますけれども、理念は先ほど課長がおっしゃったとおりだと思います。

県が設立にかかわった目的としては、O I S Tとの連携一つくられる予定で

ありました科学技術大学院大学との連携、それから受け皿として、やはり国際的な視野を持った子供たちをとということで、国際バカロレア認証のできる学校、この2つを目的としてアミークスはつくられたと認識しております。

○前島明男委員 父母は、小学生の年間70万円から80万円の授業料を出して、子供たちを学校にやっています。

これは一般の普通の会社に勤めるサラリーマンではなかなか出せるものではないです。

それのほかに教材費などいろいろなことを含めると、100万円は下らないかと思います。その多額のお金を使って子供たちをやっているのです。

一番父母が子供たちをこの学校に通わせている大きな目的は、世界に通用する子供たちをその学校で育ててほしい、教育してほしいというのが父母の一番大きな願いだと思うのです。

なのに、私から言わせれば馬を飼うのは余分だと、もっとほかのことにお金を使ってもらいたい。たとえ500万円にしろ、父母が集めたお金です。子供の情操教育も必要だろうけれども、一般の学校ではウサギを飼うとか、ヤギを飼うとか、小鳥を飼うとか、その程度なのです。

あんなに大きな馬を10頭も飼って、情操教育になるかもしれませんが、もっとやるべきことがあると。教育に使うお金がもっと必要などころがあるということを指摘して一。県が学校側にそのことも協議してもらいたいなと思って、これは要望でとめておきます。

もう一つ、質問を変えます。

新規の陳情第58号。これは前回の3月の定例会でも陳情が出てきました。この上原さんと立津さん—どういう気持ちで、どういう考えでこの陳情書を出してきたと思いますか。

その辺から部長にお聞きしたいと思います。

○謝花喜一郎企画部長 前回の陳情内容ですが、組織の見直し及び再編を行うこと。常勤取締役報酬の見直しを行うことというようなことをございました。

今般また新たに陳情なされているのは、同じように組織の見直し、再編を行うことと、B・C街区のビル管理委託の経緯の報告ということになっていますが、我々としては似たような陳情ではないかと思いますが、事の起こりと申しますのは、陳情者みずから非常勤の役員報酬の値上げに端を発しまして、それが実らなかったということで、先ほど言いましたけれども、組織の見直し、再編を求めるとのことだと思えます。

今般、この立津さん、それから陳情者のお二人が、非常勤取締役を解任された—立津さんにおいては、任期満了に伴うものなのですが、再任されなかったということに対しての不満をもっての陳情だというふうに理解しております。

○前島明男委員 そのような単純なものではないのですよ。彼らが県議会に陳情書を出すということはどういうことかということ、役所とか銀行とかあるいは警察とか、そういうところは一般の人からすれば敷居の高いところだと思います。だけれども県議会にこのことを陳情してきたということは、よほどのことでないと出してこないのです。

今の会社の経営状態が余りにも独断過ぎるということで、彼らは出しているわけです。

自分たちが首になったとか、それだけではないのです。

まず、社外取締役—この役目は何ですか。

○謝花喜一郎企画部長 社外取締役と申しましょうか、取締役は取締役会の一員として、会社の経営についていろいろ管理監督する役割があるだろうと思っております。

○前島明男委員 外部の取締役がいるということは、社長あるいはその役員が本当に定款に沿ってしっかりとした仕事をやっているかどうかということの監督もあると思うのです。

だけれども、これまでのいろいろなものを見ると、余りにも独断過ぎるということで、彼らは陳情を出してきているわけですよ。

この2人、上原さんと立津さんが解任になった理由は何ですか。

○謝花喜一郎企画部長 取締役会の足並みをそろえることというふうに聞いています。

○前島明男委員 部長、全てが満場一致、全会一致ではないのです。必ず賛成、反対があります。

私は、フランスのアルザス地域のストラスブールという都市計画、この本がある人から借りて読みました。

必ず賛成、反対がいるのです。旭橋都市再開発も賛成、反対がいます。

だけれども、反対意見の中にはすばらしい考えを持った意見もあるはずなのです。

それを取締役会で一刀両断に切り捨てる。そういう組織のあり方では、私はうまくいかないと思います。いろいろな意見が出てきます。

ですから、そういう人たちの意見も聞きながら、説得もしながら、再開発もやっていかないと。立津さんという方は、地権者でもあるのですよね。期限が来たからあなたはもういいですよと、ほかの役員を入れています。そして、上原さんの場合は、取締役会内で足並みがそろわないということで解雇しています。

臨時株主総会を持って、彼を解雇しています。

これは余りにも独断過ぎませんか。

○謝花喜一郎企画部長 まず、旭橋都市再開発株式会社は北区、南区を再開発したわけですが、先ほどストラスブールの話もありましたけれども、まさしく地権者の方々の同意取り付け、そういったさまざまな賛成、反対の中で、極めて困難な事業をこれまで旭橋再開発株式会社は、意見の集約化を狙って行ってきたと思っております。

その中でも北区については、100%の入居率になっているということです。先ほどありました立津さんは、南区の地権者でございます。

もう一人の上原さん自身は、地権者でも何でもない方ですけれども、県としては旭橋都市再開発株式会社自体は、県有地の適正な維持管理を含めて、再開発事業についても大変難しい困難な事業をやり遂げたと思っております。

委員につきましても、社長と常務取締役以外の残りの6名については、ほかの地権者の方々を入れてやっております。

いろいろ御意見はあろうかと思えますけれども、県としては困難な事業を、県有財産の保全も含めて、丁寧にやっていると聞いておりますし、また、会社運営については取締役会において適切に運営をやっていただけのものというふうに考えているところでございます。

○前島明男委員 彼ら2人は、今までずっと役員をやってきて、余りにも独断的にやってきていると。告発事件もありますよね。根拠なしに彼らはやっているのではないですよ。いろいろな根拠もあって告発をやっています。

彼らだって、この事業を失敗させようと思ってやっているのではないです。

何としてもこの再開発事業を成功させたい、そういう一念から彼らもこれまで携わってきたし、今後もそうあってほしいと。

県が株の占有率51%ですね。県が持っていますよね。ですから、どこからもつつかれないようなそういう株式会社の運営をやってもらいたいわけですよ。

これは新聞沙汰にもなっていますよ。県が株式を51%も持って、こういうことでは困るのです。もっと真摯な態度で、考えでもって、この株式の運営をやってもらいたい。それを、県のほうがある程度主導して、コントロールしながら、株式会社だからといって会社だけに任せるのではなくて、県も51%持っているわけですから、その辺はちゃんとした、どこからもつつかれないような株式会社運営をしてもらいたいということを希望して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ。先ほど又吉進知事公室長から説明のあった台風8号の被害状況について議題に追加し、質疑することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事件、広報、危機管理及び消防防災についてに係る台風8号の被害状況については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、ただちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事件、広報、危機管理及び消防防災についてに係る台風8号の被害状況についてを議題といたします。

本件について、知事公室長の説明を求めます。

先ほど説明がございましたので、追加の分だけの説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 先ほどの資料は午前7時のものでございました。

今、お手元にお配りしました被害状況第14報というものがございます。これも午前10時で、若干おくれぎみではありますが、県が確認した情報というのはこういうことになっております。

人的被害が若干ふえておりまして、先ほどは20名と申し上げましたが、28名と、重傷が2名出ております。

それから、避難世帯につきましては、先ほど申し上げたとおりですけれども、避難者数が大分減っております。これは、台風が去りまして、かなり減ってきたということだと思います。

住家被害というものが続々と報告されておりまして、やはり床上浸水が19件、床下浸水が4件と。一部破損も13件出ておりまして、これは、適宜現在状況については把握しているところです。

それから、住家被害とか車両の被害、それから土砂崩れも先ほどはほとんどなかったのですけれども、こういう形で市町村から続々情報が入ってきております。

停電もまだ午前10時の時点では6万3000戸ということでございます。

警報の関係なのですけれども、いまだ雨の特別警戒警報というのが継続中で、当方にはそれが解除されたという情報は入っておりませんで、まだ本島中南部を中心として部分につきましては、大雨災害の特別警報が継続中であるというふう聞いております。

別紙の1—2枚目には、避難勧告等についての情報がございます。

避難勧告につきましては、先ほど申し上げたように、避難が困難な地域等につきましては、市町村の指示に従って避難所に避難していただく。また、堅牢な住宅等にいる方は不用意に外出しないようにしてくださいというふうなことを申し上げているということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内末子委員長 知事公室長からの説明は終わりました。

これより台風8号の被害状況についてに対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑答弁に当たっては委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 知事公室長、この特別警報というものが、今回初めて適用されて、しかも沖縄独自のではなくて、全国的なシステムが適用されているわけですが、きょう、委員会を開く前に、地域の代表として出てきている県議会議員が、これだけ地域において大きな災害の対象になっている、この台風の中で、後片づけ、あるいは木が根から倒れているところ—地域は一生懸命それを、県の職員あるいは役場の職員、地域の皆さんが一生懸命除去しながら、現状を把握しているのですが、議員が議会棟に来て、地域は一生懸命、防災災害に対して対応しているにもかかわらず、県議会議員が本当に一机上でというわけではないのですが、こういうふうにも現状も把握しないで、こういった災害に対して、本当に対応できるのかなど。

そして、市町村は、自分の地域においては、議会活動が終わっている、特にうるま市においては、一緒になって頑張っている皆さんには、例年どおり大変被害が大きいところをチェックしてくれとお願いはしたけれども、自分がそれに参加できないという、大変歯がゆい思いをしているわけですが、きょう議長ともども、委員長も、各常任委員長を中心にして、今後特別警報が出されるような大きな台風、災害に向けて、取り組み方をしっかり取り決める必要があるのではないかという意見が出たのですが、そのことについて、知事公室長はどういったお考えでしょうか。

○又吉進知事公室長 この特別警戒警報というものは、先ほど申し上げたように、去年の9月1日から制度化されまして、数十年に1度の災害が予測される場合に、その予防的に発せられるということでございまして、今私どもが聞いているところによりますと、沖縄地方の台風につきましては、910ヘクトパスカル以下、かつ最大風速が60メートル以上といったものが一つの基準となっているようです。それが予測されるときに出されると—さらに、大雨の雨量とかあるのですけれども、結果として、沖縄本島地方ではそれに達しなかったということになっています。これは、非常に幸いなことだと思うのですけれども、今委員が御指摘になったときに、県民なり行政なりがいかに振る舞うかというところは、我々県としても、まだ完全ではないという認識がございます。

市町村は、政府からの—気象庁からのこれに沿って、避難勧告というものを出すということになっているわけですが、避難勧告につきましても、県民がどう振る舞えばいいのかということが、なかなかわかっていないという報道もございます。

委員がおっしゃるように、これは日ごろの訓練でありますとか、備えという形で、少し—市町村、それから県議会ともども、議論する必要があるというふ

うに考えております。

○仲田弘毅委員 ことしから初めて適用されたという、なれていないということもあるかと思うのですが、海水温が30度以上、沖縄県から少し北上したところまで、台風がどんどん強度を増していく環境にあって、発生した地域から、930ヘクトパスカルから、北上すればするほど910ヘクトパスカルまで落ちるのではないかという、当初の予想もあって、気象庁の担当官の話をラジオで聞きますと、宮古島なども5万5000人の避難通知が出たと、ということは宮古島市全体避難しなさいということですよ。

その避難のやり方が、例えば鉄骨—コンクリートの建物の中にも、避難指定場所に避難するのかと、こういった細かいところの調整というか、意思の疎通が、今後大きな課題になってくるのだと思いますが、そういったことを含めてどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 こういう水害があったときの浸水の地域につきましては、各市町村で浸水マップというものをつくっております。

また、津波についても、津波の避難マップもつくっております。

それに基づいて、避難経路でありますとか、県がトータルでつくった地図を市町村にお返しして、避難経路を決めてくれといったようなことをしているのですが、これを踏まえて、訓練をしないとイケない。

ですから、そういった訓練とか、そういう資料をつくる際に、実際に警報が出ているときに、個々の方々、字単位であるとか、住民の居住要件によって、すぐに次の行動に移れるような、これを日ごろから目指しているのですけれども、今回それが十分生かされたかどうか、検証しまして、これから秋口に向けて、防災訓練もあります。そこでしっかりと対応してまいりたいと思います。

○仲田弘毅委員 我々うるま市において、報道されている天願川の氾濫によって、その方の家が、屋根の軒下まで水没しているという、あの光景を見ると、十数年ぶりの大変大きな、強い暴風だったなということを感じるわけですが、想定外ということではなく、想定をしながら、そういった想定があった場合に、どういうふうに避難をやっていくかという具体的なものですね。

気象庁が言うことと、やはり沖縄は沖縄独自のものをしっかりと把握していく必要があるというふうに考えていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。要望で終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回、幸いにもというところもあるのですが、避難勧告のあり方というのですか、皆さんからこうある分で、12万5000世帯、約30万人とあるのですが、実際の避難者数となると、約70名近くでしかない。

でも、実際30万人近くが、この避難勧告でやった場合に、その施設等々の対応というものが、果たして今の県内の各市町村の、避難指定された場所で、本当にそれが耐え得るものにあるのかということ、早期に検証する部分があると思うのですよ。

これだけ、特別警報で、今回のJアラートを含めて、各地域で、那覇市においても、避難勧告というものが出るわけですよ。知事公室長が言われるように、日々の訓練を重ねることであるということもあるのですが、今回、特なものがあったにしても、聞く側からすると、こんな風の中で出て行くのとか、いろいろなものがあるのですよね。

実際、そこに行ったら、そこでどうあるのかということも、やはりその辺も、もう少し避難勧告のあり方等々も含めて、マニュアル等になるのかも含めて、皆さん、41市町村でそのことはしっかりと統一する部分があるのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 全く御指摘のとおりだと思います。

避難場所につきましては、地震、津波も含めて、現在、学校や公民館といったものを指定しておりまして、今県内では1195カ所が避難場所として、市町村によって指定されているわけでございます。

ただ、実際に災害が起きたときに、そこにすぐに逃げる態勢ができていくかということ、これは日ごろから、とりわけ災害弱者と言われる方々を誰が連れて行くのかとか、日ごろから念頭に入れなければいけないと—そういう意味では、市町村、さらにはその下の自治会でありますとか、そういう組織を活用するという形になっておりますけれども、現実には、今回の災害—台風も含めて、やはり検証して、訓練してということは、やはりまだまだ課題は多いというのが、県の認識でございまして、委員の御指摘も踏まえて、しっかりやっていきたいと思っております。

○當間盛夫委員 今度の特別警報というものを、我々はもっと一教訓というのか、そのことをしっかりと受けとめないといけないでしょうし、今回特別警報とい

うものというのは、未明に解除されるわけですよ。

ところが、また午前7時30分に大雨の特別警報が出されて、いまだ解除されていない状況がある。この特別警報というものが、何を意味するのかがわからないわけです。

特別警報は出るのに、バスだとか、公共交通は走っているから、県の皆さんもそうでしょうし、会社等も動くわけですよ。その中で渋滞もしてくるわけですよ。そして、それが本当にこの予報どおりに大雨が降ったとなったら、この渋滞する中で、冠水だとか、いろいろなことが起きた場合に、この特別警報と、今回、実際に沖縄県で起きた現象というのか、公共交通が走っている中で、我々も招集をかけられる。県の皆さんも、そのまま普通どおりに、特別警戒警報という中で出勤をするというのが、どうあるのかということも含めながら考えていかないといけないと思うのですけれども、この辺はどう見られていますか。

○又吉進知事公室長 県としまして、特別警報という制度が、今回のケースでいいますと、いろいろな課題を、委員御指摘の部分も含めて、あるなというのが、県の認識でございます。

特に今回、一旦解除されたものが、再度—今度は大雨について出たということ—でございますので、気象庁の説明とか、それに至った経緯といったものも、考え方も確認したいと思っております。

○當間盛夫委員 公共交通の、この特別警報等の解除のあり方等々も含めて、もう少し皆さんも検証が必要でしょうし、今回は、この警報があっても空振りというか、そのことがなかったということは、幸いだと思いますが、もし万が一、この警報どおりになっていると、あれだけ車が渋滞していたら、避難のしようがないとか、いろいろな形が想定されるわけですから、そのことはしっかりと今度のものをもって、防災の部分でのいろいろなやりとり、市町村とよく検証してもらいたいと、要望で終わりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 もう途中なので、若干の質問と要望とか、今回の事態を生かすために、こうしてほしいという要望で終わりますけれども、まず、2枚出されたペーパーで、特に2の避難、それから8の停電、10のその他—これは、そ

の時点の数字だと思うのですが、朝もらったものから変化しているので、その時点がどうなのかというものと、累計がどうなるかというものを、やはり出してもらわないと、例えば避難者数が、朝の時点で757名が68名、では累計がどこまで行ったのかということとかをやらないと、検証のしようがないので、これはおいおい整理してください。

2と8と9は、その時点での数字ということでもいいですよ。

○又吉進知事公室長 はい、そのとおりです。

○渡久地修委員 それと、今出されているけれども、あと1点だけ今後検証してほしいという立場からやりますけれども、災害対策本部を16時13分に立ち上げていますけれども、この災害対策本部というのは、県が災害対策設置のマニュアルとかをつくっていますよね。それに基づいて設置していると思うのですが、これは警報が出されたときに設置されるものですよ。

要するに、従来の基準に基づいた設置ということで理解していいですか。

○又吉進知事公室長 3段階ございまして、準備段階というものがございます。台風警報が出たときに、県の防災危機管理課が泊まり込みでモニターすると、これがいよいよ県に向かってきたときには、災害警戒本部というものを立ち上げます。それが、実際に被害といったものが想定されたり、あるいは生じたときには、災害対策本部ということで、3段階でこういう決まりをつくっているわけですが、今回は、特別警報も出ましたので、当初から災害対策本部の形で立ち上げたことになっています。

○渡久地修委員 この災害対策本部、当初からこれを立ち上げたというのはいいのだけれど、これは今までのいわゆる警報が発令—被害が予想されるという段階での最高のものであるわけですよ。

今回出された特別警戒警報という新たな概念が出てきたもとの災害対策本部ではないと思うのです。いわゆる従来の段階のものだと思っただけけれども、これも見直さないといけないのではないのかと、こういう特別警戒警報とかと—これは要するに、テレビの情報からすると、命を守るための行動をとってくださいとか、そういう状況の中では、今までの対策本部の設置要綱と同じレベルではだめだと思っただけです。もっと人的に厚くするとか。そこまでいかないといけないのではないかと思うのですが、どうですか。これは今後の問題です。

○又吉進知事公室長 災害対策本部という形と同時に県は配備体制について4段階決めています。第1配備というのは防災危機管理課が中心になって一知事公室が中心になって、第2警戒配備というのは、各部局の職員が出ている、第3警戒配備は、大体職員の3分の1が出ている、そして最後が全職員が出てくるというような4段階になっております。今回は3段階目を適応して各課全課に出勤を命じたわけですがけれども、こういったものも現実それが機能するかどうかということも含め、常時見直していきたいと思えます。

○渡久地修委員 では、この第3番目の段階ということなのですが、これは初めてですか。

○又吉進知事公室長 最近では例がないです。

○渡久地修委員 それと、実際の現場で対応する消防と警察がどうだったかということも今後の問題でぜひ念頭に置いて、これも調べてほしいと思うのです。消防も各市町村でまちまちだと思うのですが、消防というのは交代勤務ですから常に出ている部分と休んでいる部分があるわけですね。大きなものになってくると、とにかく休んでいる人に全部非常招集をかけて、全部出勤をして事に当たるところがある。そこを失敗すると一判断を誤ってそれをやらないと被害がいっぱい出ているのに職員が足りない、一方で職員は休んでいるということになりかねないわけですね。そういうときに全部の職員を充てる。そうするとこれがいつまで続くかという問題も出てくるのですが、しかし特別警報とかが出た場合にはやはり最高の水準で臨むのが本来だと思うのです。今回それが各市町村どう判断をやったのかという点ではまだ把握していないと思うのですが、ここも恐らく把握はしていないですね。把握を今からでもやって、これが適当だったかどうか、今後どうあるべきかということも含めて検証してほしいと思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 今、議員が御指摘の件につきましては、この3種とそれから役所としての業務を継続できるかというお話があると思えます。この防災計画の中でも業務継続計画といったものを策定しておりまして、もし、この災害が長引いたときに職員の交代とか疲労とかを考えてしっかり役所の機能を継続すると。そういったものを県はつくっているわけですがけれども、今議員がおっしゃったように各市町村の消防であるとか、そういうところが機能しているかということにつきましては、県を中心にしっかりと検証してまいりたいと思

います。

○渡久地修委員 実は、今回のものであれだけ大きな特別警報を出されながら、実際役所にはいろいろな電話とかをやりながら、実際にこういう体制に、最高な体制になっているかといったらなっていないのではないかと意見を言うところもあるわけです、私のところには。ですから、今どこが正しいとかは言っていないませんが、そういったことも含めて特別警戒警報という概念が適応されてきたからには、きちんと今後どうあるべきかということはぜひやっていただきたいと思います。それと被害ですが、今回の被害は人的被害が28名ということなのですが、広報をするときに外出しないでくださいとかいろいろ出ますよね。出てくるときに今度の被害で出てきました水害がまずありますよね。水害、これはかなり低地のところは気をつけてください、避難してください、崖地のところは気をつけてくださいとかというのがありますが、飛んでくる飛散物、今回出ているドアに挟まれて指を切断してしまうということ、これは暴風台風のときは結構出てきます。特に子供に。ですから、この辺もきちんとドアでのけがについては、繰り返し、繰り返し広報するといいますか、これを広報するだけでかなり防げると思います。それも今後どういうやり方があるのかも含めて検討してもらえませんか。

○又吉進知事公室長 やはり、これだけけがをされた方が出たのは大変残念でありまして、委員がおっしゃるように広報しておけば、それぞれの方々がしっかり振る舞っていただければ防げたのではないかとのお考えもあると思いますが、今回は知事メッセージという形で事前に出したわけですけれども、そういったものを活用して不要不急の外出をしないでくれとか、もう少し強力に取り組みたいと思っております。

○渡久地修委員 今、現在進行形の途中なのでこれは要望等含めて、また私たちもいろいろな調査をして次回また反映させるようにやっていきたいと思えます。

○山内末子委員 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 正直なところ、今回この災害の特別警報に値する大きな災害が出なかったというのは幸いだったと思います。ただ県議会とこれはぶつかっ

ていたのですよ。私は午前10時にここへ来たのですが、私どもの副議長に申し入れたのは現場が混乱し、多大な被害が出ているときに県議会の常任委員会を開いている状況かと。役所はもっと外に出て、現場にきちんと張りついていたほうがより県民のためになるのではないかというふうに私はそう思ったわけです。ですから、議長にこれを申し入れるべきではないかということで、恐らく議長と総務部のほうでキャッチボールがあって、幸いにもそういう警報の状況ではないということで県議会が開かれていると思いますけれども、これは役所の職員が大変厳しい、いわゆる災害が出ているときに県議会に来られているというのはナンセンスな話なのです、本来であれば。ですから、ここはもっとマニュアル化をして一たまたま今回議会と台風がぶつかったわけですけれども、そうではない場合は皆さん即対応ができるけれども、議会とぶつかったときに何を優先してどういう形で対応するかというマニュアルは、私はつくっておく必要があるだろうと思います。これは何となく足りなかったなという感じがしていますけれども、どうですか。

○又吉進知事公室長 県は防災計画を正式なものをつくっております。そこで各部局の役割というものがあまして、観光は観光、総務は総務企画という、そういうふうなそれぞれの責任を負っているわけです。これは縦割りにならないようには気をつけているのですが。この中に当然議会事務局としての対応といったものもございまして、今委員が御指摘の件につきましても、やはり緊急時はそれどころではないという状況になったときに、例えば東日本大震災のときは委員会が途中でとまったということも聞いておりますし、これは議会の御配慮をお願いをしているところですが、やはりマニュアルをつくったり、こういうときはこうだということは県としても必要だと思っておりますので、十分議会事務局と知事部局で調整をしたいと思っております。

○翁長政俊委員 特にぜひ議会と話をして、そういうことをマニュアル化をして即現場で職員の皆さんが対応できるようなシステムをつくってください。

それと停電がまだ6万3000戸あるのですが、これは県としては沖縄電力に何らかのアプローチをずっとやっているのですか。社会インフラの中で電力の停電というのがとても大きいと思います、被災者にしてみれば。そこの復旧は何よりも先にすべきだろうと思っているのですが、この停電の解消については特別に何かやっているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 今、沖縄電力のほうも災害時の復旧体制というのは会社

として、企業として十分万全を期していると聞いております。

したがいまして、県がこのときに特にということはやっていないと思いますが、例えば県民生活もそうですが、備蓄されている冷凍庫とか、そういった物産とかというものに対する影響もあるものですから、そこは農林水産部ですとか、そういうところからしっかりと早目の復旧をということは言っていると聞いております。

○山内末子委員 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 この後、災害対策本部が開かれるということですので、ある示された被害に対する状況確認とかをぜひお願いしたいと思うのですが、この住宅被害のうち床上浸水というものがあって、うるま市の5件というものがあります。ちょうどここへ来て昼の報道を見たら床上浸水どころか、家がつかってしまうかというような映像を見ました。そういう被害の確認といいますか—天願川の決壊という報道があったのですが、あれは家がつかってしまうような映像だったので、その対策あるいはそういう実態の連絡を今お持ちなのか、状況の報告とかがあるのか、知事公室長のほうで確認できているのか、その点について聞かせてください。

○又吉進知事公室長 天願川、それから白比川でも冠水が起きていると聞いております。この後、午後5時から災害対策本部もありますけれども、そこでは土木建築部長、農林水産部長から所要の報告がありまして、もちろん緊急の対策もそうなのですが、今後防災の観点からどうしていくかというようなこともしっかりと—これは知事から部局長に対して指示をするということになっております。日ごろそういうことをしているのですが、今回はこういうことが起こっておりますので、直ちに対策をとるように対策会議の中でしっかりと議論していきたいと思っております。

○照屋大河委員 先ほど言ったように、起こってしまっているわけですから今後復旧への対応といいますか、あるいは原因といいますか、川の近くだからそういう危険性があったとしても数年天願川についてはそういうことがあったということを聞いていないです。今回、水による被害が甚大だったというふうに感じはするのですが、やはり川管理との関係、そういうことも含めてやっていただきたいなど。それと、この被害を受けた個人や住宅に対する見舞金などの

仕組みは今どのようなことがあるのでしょうか、県としては。

○又吉進知事公室長 これは法に災害救助法でありますとか、激甚災害に指定された場合とかいろいろありますけれども、そういう所管が子ども生活福祉部ということになるのですが、部局でしっかりと事態を一これも災害対策本部の中で万全を期すように話をしまして、そういう被災者がもしおられるとするならばきちんとした制度にのっとった対応ができるようにしてまいりたいと思っております。

○照屋大河委員 当該自治体との連携とか、消防、警察も含めた連携をしながら復旧に向けた作業、あるいは今言った見舞いとか救済に対する手続と申しますか、対策本部の中で各課話し合いをしてスムーズにできるようにお願いを申し上げて、終わります。

○山内末子委員 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 これから本部会議というものでぜひ検討しておいてもらいたいのは、被災者生活支援、この事業はせっかく恩恵がありながら本土の家屋の状態や地形、地勢状態と全然違うものですから全壊住宅というものは余り出てこないのですよ。しかし、台風常襲地帯ですので離島県であるということと、建物の構造がありますし、RC構造が多いということもありますが、被災者から見ると1軒でも2軒でも全壊、半壊、一部損壊であっても生活に重要な大きな損害ですので、沖縄県として一今全国で初めて特別警報が出された被災地として、こういう採択条件については特別な基準をつくって最初から救済していくということも念頭に入れてぜひ検討してもらいたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、台風8号の被害状況についての知事公室長に対する質疑を終結いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く知事公室関係の陳情12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続11件、新規2件の合計13件となっております。

そのうち継続の陳情第18号につきましては、先ほど企画部及び公安委員会との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

継続審議となっております11件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料15ページをお開きください。

陳情第39号琉球独立を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

沖縄県は、我が国とアジアを結ぶ結節点にあり、琉球王国の時代から、中国を初めとする近隣諸国との平和的交流を通じ、独特の文化を育んできました。

県としては、我が国の一地方自治体として21世紀ビジョンに示した平和で豊かな沖縄を目標とし、また我が国のみならず国際の平和に貢献することを目指しており、沖縄として政治的独立を求める考えはありません。

続きまして、資料17ページをお開きください。

陳情第42号離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

初めに、1の尖閣諸島周辺海域や排他的経済水域における海域の取り締まり強化についてであります。

尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保については、政府の責任において適切に行われるべきものと認識しております。

沖縄県としては、政府に対して、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における取り締まり強化について抜本的な措置を講じるよう、機会あるごとに要請しているところであります。

続きまして、5の与那国町における消防車両・資機材の整備支援についてであります。

県としては、離島における消防体制の充実のため各種インフラの整備が重要と考えております。

与那国町が各種補助金、起債等を適切に活用し、消防車両・資機材の整備が実現できるよう、県としても、協力してまいりたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第42号について教えてください。

尖閣周辺というのは、国際航路としても大変重要だということは聞いていますけれども、どれぐらい重要なのか、あのあたりの航路というのはどういうふうな使われ方をしていますか。

○又吉進知事公室長 平成25年度の防衛白書に防衛省としての立場が書いてあるわけですがけれども、シーレーンとして尖閣―沖縄近海、これは尖閣ルートとは言っておりませんが、海上輸送交通路として我が国は全貿易量の99%を海上輸送に依存しており、沖縄近海のシーレーンというものは極めて重要であるというような説明がなされています。

ただ、尖閣諸島近辺の海域がどれぐらい重要なのかというような明示的な説明については、今手元にないものですから、こういう説明でとどめさせていただきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 では、ぜひ引き続き資料収集して提供をお願いしたいと思います。

それで、排他的経済水域ですので、公海上の航行は自由になりますが、そう

いう意味では、日台漁業取り決めや、日中漁業協定でお互いに自由に乗り入れて、操業してもいいというように日本が解放していますので、こういうことが実際、行政区域として飛び地区でありながらも、周辺海域についてはどうぞ自由ということをして日本がやっているの、これからどういう問題が起きるのかなといつも懸念しているのです。

日本政府が主権というものを念頭において、日中漁業協定から見直していく、そういう作業を一つ一つやっていかないと、一方においては他国との協定で解放しておいて、トラブルがあったときにはどうするかという危機管理上の問題は何も準備されていないと思うのです。そういう意味で、きょうはただ指摘だけにしておきますけれども、ぜひ公海上の航路の一沖縄近海がどれぐらいの重要性があるかという問題と、今後の危機管理上の問題。沖縄県がどうしても介入してくるし、やはり漁船の皆さんも、そこを漁場として今後とも行きますので、どういうふうにして安全確保できるかという課題もあります。

あわせて、ぜひこういった協定、取り決めについては、当事者である沖縄県も積極的に介入して、航行の安全とか、漁民の操業の安全をどう確保するかについては、国任せではなく、ぜひ主体的に取り組んでもらいたいと思うのです。

知事公室長の決意を聞いて終わります。

○又吉進知事公室長 尖閣諸島は我が国固有の領土であり、かつ沖縄県の重要な領域でございます。そこで、生活を営んでいる漁民の皆様、沖縄県民がいかなる不利益も受けないように、政府はしっかりと取り組むべきだと考えておりますので、その旨しっかりと主張してまいりたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

知事公室長、先ほど各委員からございましたように、復旧対策あるいは復興対策、本当に今後の防災対策、課題が大変大きく残っていると思いますので、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く公安委員会関係の陳情1件について審査を行います。

ただいまの陳情について、交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當山達也交通部長。

○當山達也交通部長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について、御説明をいたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要をごらんください。

平成25年陳情第108号公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情平成25年第18号なのですが、総務部と企画部のほうで処理概要を一緒にしているところなのですが、タクシーのドライブレコーダーをつけるという皆さんの処理で、タクシー乗務員に対する被害が16件発生しているとあるのですが、このドライブレコーダーは決して乗務員の—今乗務員に対する暴行だとか、いろいろ車内のこともあるのですが、ドライブレコーダーをつけることで犯罪防止の観点もあるというのがドライブレコーダー。

皆さんも犯罪のときにそういったタクシーの皆さんに御協力いただいと

うところもあろうかと思うのです。

そういった面で、タクシーに防犯カメラをつけるというのは大事な部分があるのですが、実際に沖縄は設置率が50%前後ということで低いということからすると、これはもっと促進するべきだということを皆さんからも県にもっと要望すべきだと思うのですけれども、これは別に必要ないのですか。皆さんの観点からして。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山内委員長から当該陳情については、企画部関係の陳情と既に審査済みとの指摘がなされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案から乙第3号議案までの条例議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案までの条例議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第9号議案から乙第11号議案までの同意議案の3件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第11号議案までの同意議案3件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第12号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

乙第12号議案専決処分の承認について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は承認することに決定いたしました。

次に、乙第13号議案沖縄県監査委員の選任について採決いたします。

この際、沖縄県議会委員会条例第15条により、仲田委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

乙第13号議案沖縄県監査委員の選任について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案沖縄県監査委員の選任については、同意することに決

定いたしました。

この際、仲田委員の入場を求めます。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入る前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の採決方法について議案等採決区分表により協議した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど閉会中継続審査・調査事件すべきものとして決定した陳情45件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子